

目 次

計画策定にあたって

| | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 | 計画の性格 | 1 |
| 3 | 計画の対象 | 2 |
| 4 | ひとり親世帯等実態調査 | 2 |
| 5 | 計画期間 | 2 |
| 6 | 政令指定都市との関係 | 2 |

第1章 ひとり親家庭の現状と課題

| | | |
|-----|---------------|----|
| 1 | ひとり親家庭の現状 | 3 |
| (1) | 離婚件数及び離婚率 | 3 |
| (2) | ひとり親家庭の世帯数 | 3 |
| (3) | ひとり親家庭になった理由 | 4 |
| (4) | 家計の状況 | 5 |
| (5) | 就業の状況 | 7 |
| (6) | 養育費の状況 | 8 |
| (7) | 住居の状況 | 8 |
| (8) | 困りごと等について | 10 |
| (9) | 希望する福祉制度 | 12 |
| 2 | ひとり親家庭等が抱える課題 | 13 |
| (1) | 母子世帯 | 13 |
| (2) | 父子世帯 | 13 |
| (3) | 寡婦 | 14 |

第2章 計画の基本的方向

| | | |
|-----|--------------|----|
| 1 | 計画の基本理念 | 15 |
| 2 | 計画の基本目標 | 15 |
| (1) | 相談機能の充実 | 15 |
| (2) | 子育てや生活の支援 | 15 |
| (3) | 就業支援 | 15 |
| (4) | 養育費の確保 | 15 |
| (5) | 自立へ向けての経済的支援 | 15 |
| (6) | 人権尊重の社会づくり | 15 |

第3章 具体的な施策

| | | |
|-----|----------------------|----|
| 1 | 相談機能の充実 | 19 |
| (1) | 相談事業の実施 | 19 |
| (2) | 情報提供の充実 | 21 |
| 2 | 子育てや生活の支援 | 21 |
| (1) | 仕事と子育ての両立支援の促進 | 21 |
| (2) | 市町村におけるひとり親家庭福祉事業の促進 | 22 |

| | |
|--------------------------------|----|
| (3) 母子生活支援施設の機能の充実 | 23 |
| (4) 生活基盤の確保 | 23 |
| 3 就業支援 | 24 |
| (1) 母子父子家庭等就業・自立支援センター事業の実施 | 24 |
| (2) より良い就業に向けた能力開発の支援 | 25 |
| (3) ひとり親家庭の親等の就業機会創出の支援 | 25 |
| (4) 地域における就業支援の充実 | 26 |
| (5) 母子・父子福祉団体等に対する支援 | 27 |
| 4 養育費の確保 | 28 |
| (1) 広報・啓発活動の推進 | 28 |
| (2) 相談体制の充実 | 28 |
| 5 自立へ向けての経済的支援 | 29 |
| (1) 母子父子寡婦福祉資金の貸付 | 29 |
| (2) 児童扶養手当の給付 | 29 |
| (3) 母子・父子家庭医療費助成制度の実施 | 29 |
| (4) 東日本大震災みやぎこども育英基金支援金・奨学金の給付 | 29 |
| (5) 支援体制の整備 | 30 |
| 6 人権尊重の社会づくり | 30 |
| (1) 人権教育及び啓発の推進 | 30 |
| (2) 子育て支援を進める県民運動 | 30 |

第4章 計画の推進体制

| | |
|-------------------|----|
| 1 計画の推進 | 31 |
| 2 国、市町村との連携及び役割分担 | 31 |
| 3 市町村に対する支援 | 31 |
| 4 民間との連携 | 31 |
| 5 関係団体との連携 | 31 |

第5章 「第Ⅱ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画」の評価と事業の実績について

| | |
|--|----|
| ・第Ⅱ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画(平成23～26年度)の評価 | 34 |
| ・(参考)第Ⅱ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画(平成23～26年度)の事業評価 | 37 |

参考資料

| | |
|--------------------------------|----|
| ・第Ⅲ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画策定懇話会開催要綱 | 61 |
| ・第Ⅲ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画策定懇話会構成員名簿 | 62 |
| ・策定の経過 | 62 |
| ・県内の相談機関一覧 | 63 |

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

宮城県では、ひとり親家庭の子どもが、いきいきとすこやかに成長できるよう、ひとり親が安心して子育てできる環境づくりと、ひとり親家庭及び寡婦の就業と自立を促進するため、母子及び寡婦福祉法（現母子及び父子並びに寡婦福祉法）（昭和39年法律第129号）第12条の規定に基づき、平成17年3月にひとり親家庭自立促進計画を策定しました。以降3年ごとに計画の見直し及び更新を行い、平成23年3月には、「第Ⅱ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画」を策定いたしました。第Ⅱ期計画は、計画期間を平成25年度までとしていましたが、子ども子育て支援新制度との整合性等を考慮して一年延長し、平成26年度までの計画期間としました。

県では、ひとり親家庭自立促進計画に基づき、これまでひとり親家庭の自立促進に向けて様々な施策を推進してきましたが、母子家庭においては、その所得水準は依然として低く、就業形態としても臨時雇用が多いなど、不安定な状況に置かれています。また、父子家庭においても母子家庭と同様に子育てや就業に加え、経済的な問題を抱えている家庭が増加しています。近年子どもの貧困が問題となっているなか、ひとり親家庭への自立促進に向けた支援は重要な課題となっています。

また、東日本大震災後の生活環境の変化により孤立しがちな家庭への対応など、被災した家庭に対する支援にも、より一層配慮していかなければならない状況です。

本計画は、第Ⅱ期計画に定める計画期間が満了になることから、第Ⅱ期計画の評価を行うとともに、ひとり親を取り巻く社会・経済情勢、ひとり親家庭等へのアンケート調査結果を踏まえ、ひとり親家庭に対する支援の方向性や、震災によりひとり親家庭となった世帯への支援のあり方を「第Ⅲ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画」として取りまとめるものです。

2 計画の性格

- (1) この計画は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（平成26年10月施行）に基づき、県が策定する「自立促進計画」です。また、平成20年4月に国が策定した「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」、平成24年9月に成立した「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」及び、平成23年3月策定の「第Ⅱ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画」の評価を踏まえた次期計画であります。
- (2) この計画は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、ひとり親家庭の支援が身近な市町村で展開できるよう、県としての基本的な施策の方向性を示すとともに、市町村において実施することが求められている施策の取組や、市における「自立促進計画」の策定に資するよう配慮しています。
- (3) この計画は、平成25年度に仙台市以外の市町村在住のひとり親家庭の生活実態を把握するために実施した宮城県ひとり親世帯等実態調査（以下、『平成25年度宮城県実態調査』という。）及び学識経験者、就労・経済分野、母子福祉団体等の関係者から意見を踏まえて策定しています。また、平成25年度に仙台市が実施した調査（平成25年11月1日現在。）の結果を参照することにより、県全体の傾向を把握しております。

3 計画の対象

ひとり親家庭及び寡婦

(注釈)

- 「ひとり親家庭」とは、母子家庭及び父子家庭をいい、それぞれの定義は下記のとおりです。
 - ・母子家庭…配偶者のない女子と現にその扶養を受けている児童（20歳未満）で構成されている家庭（同居の親族がいる場合を含む）
 - ・父子家庭…配偶者のない男子と現にその扶養を受けている児童（20歳未満）で構成されている家庭（同居の親族がいる場合を含む）

※ 配偶者が拘留されている者や配偶者から遺棄されている者を含みますが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者は除きます。

- 「寡婦」とは、児童が20歳以上となり、母子家庭の母ではなくなっているが、かつて母子家庭の母であり、現に配偶者のいない人です。
- DV（ドメスティックバイオレンス）のため離婚していない親とその子に対しては、ひとり親家庭に準ずる扱いをするよう配慮します。

4 ひとり親世帯等実態調査

今回の計画策定にあたり実施した『平成25年度宮城県実態調査』では、母子・父子・寡婦・養育者世帯で、震災が要因でひとり親になった世帯（以下：震災世帯）と他の要因でひとり親になった世帯（以下：一般世帯）に分けて比較・分析を行っています。

調査対象者 仙台市を除く県内の市町村に居住する、ひとり親世帯等に該当する世帯から無作為に抽出した2,880世帯と、仙台市を含む震災遺児世帯530世帯の計3,410世帯

5 計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

6 政令指定都市との関係

政令指定都市の仙台市は、県と同等の権限と役割を持っているため、基本的に本計画の対象には含まれていませんが、ひとり親福祉施策の推進にあたっては、県と仙台市は緊密な連携・調整を図りながら関連施策の実施に努めていきます。

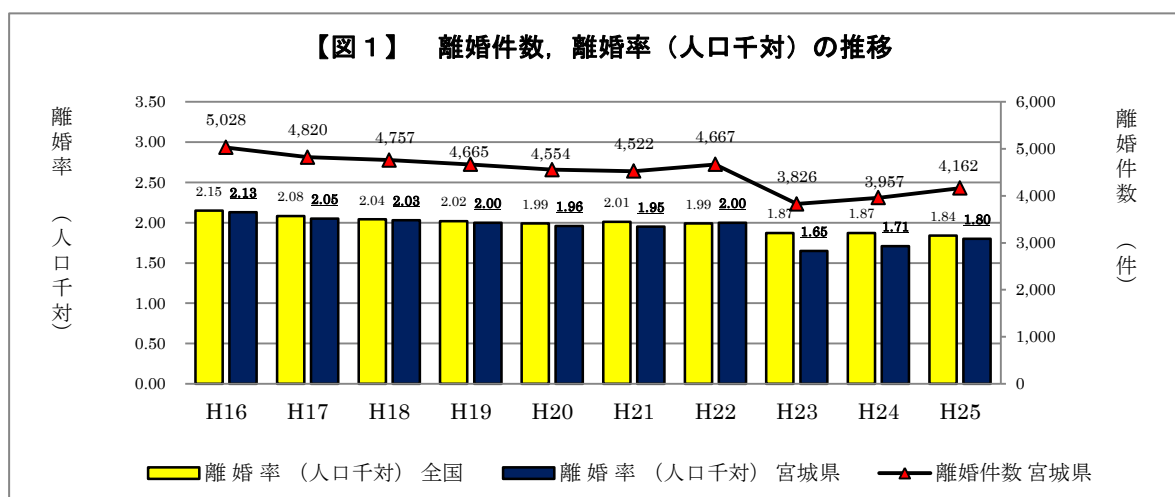
第1章 ひとり親家庭の現状と課題

1 ひとり親家庭の現状

(1) 離婚件数及び離婚率

人口動態事象（出生，死亡，死産，婚姻，離婚）を把握し，人口及び厚生行政施策の基礎資料を得ることを目的とする「人口動態調査」によると，宮城県（仙台市含む）の離婚件数及び離婚率（人口千対）は東日本大震災以降，増加傾向にあります。震災が発生した平成23年は3,826件と前年度と比べ大きく減少しましたが，平成24年度は3,957件，平成25年度は4,162件と増加しています。

また，離婚率（人口千対）についても，平成23年は1.65（38位）と低くなっていましたが，平成24年は1.71（33位），平成25年は1.80（22位）と増加傾向にあります。



(2) ひとり親家庭の世帯数

「平成25年度宮城県実態調査」（以下：今回調査）では，仙台市以外のひとり親世帯数は，平成25年5月1日現在で，母子世帯が13,104世帯，父子世帯が1,638世帯，寡婦世帯が2,141世帯となっています。「平成22年度母子世帯等実態調査」（以下：前回調査）と比較すると，母子世帯が1,098世帯，父子世帯が719世帯，寡婦世帯が939世帯の増加となりました。居住地別に見ると，母子世帯の71.6%，父子世帯の68.5%，寡婦世帯の80.8%が市部に居住しています。

なお，仙台市（平成21年2月時点）の世帯数を加えると，母子世帯が26,195世帯，父子世帯が3,616世帯，寡婦世帯が10,006世帯となっています。

平成25年度母子世帯等実態調査世帯数市町村別一覧表

(単位：世帯)

(単位：世帯)

| No | 市町村名 | 全世帯数 | 母子世帯 | 父子世帯 | 寡婦世帯 | 養育者世帯 | 計 |
|----|------|--------|-------|------|------|-------|-------|
| 1 | 石巻市 | 59,903 | 1,939 | 236 | 841 | 6 | 3,022 |
| 2 | 塩釜市 | 22,317 | 695 | 49 | 257 | 6 | 1,007 |
| 3 | 気仙沼市 | 25,696 | 739 | 108 | - | 3 | 850 |
| 4 | 白石市 | 14,025 | 370 | 30 | 12 | 5 | 417 |
| 5 | 名取市 | 27,308 | 507 | 32 | 27 | 2 | 568 |
| 6 | 角田市 | 11,088 | 299 | 26 | - | 6 | 331 |
| 7 | 多賀城市 | 25,333 | 722 | 60 | - | 3 | 785 |
| 8 | 岩沼市 | 16,471 | 449 | 31 | - | 1 | 481 |
| 9 | 登米市 | 26,966 | 1,045 | 213 | 313 | 31 | 1,602 |
| 10 | 栗原市 | 24,795 | 614 | 120 | 188 | 14 | 936 |
| 11 | 東松島市 | 24,723 | 550 | 43 | - | 5 | 598 |
| 12 | 大崎市 | 48,853 | 1,458 | 174 | 92 | 14 | 1,738 |
| 13 | 蔵王町 | 4,337 | 100 | 22 | 9 | 4 | 135 |
| 14 | 七ヶ宿町 | 701 | 11 | 2 | 2 | - | 15 |
| 15 | 大河原町 | 9,164 | 241 | 19 | 14 | 1 | 275 |
| 16 | 村田町 | 3,878 | 109 | 27 | 28 | 4 | 168 |
| 17 | 柴田町 | 14,996 | 356 | 23 | - | - | 379 |
| 18 | 川崎町 | 3,275 | 64 | 23 | 1 | 2 | 90 |
| 19 | 丸森町 | 5,047 | 102 | 12 | - | - | 114 |

| No | 市町村名 | 全世帯数 | 母子世帯 | 父子世帯 | 寡婦世帯 | 養育者世帯 | 計 |
|----|------|---------|--------|-------|-------|-------|--------|
| 20 | 亘理町 | 11,409 | 344 | 36 | 19 | 2 | 401 |
| 21 | 山元町 | 4,697 | 118 | 14 | 41 | 2 | 175 |
| 22 | 松島町 | 5,517 | 125 | 7 | - | 1 | 133 |
| 23 | 七ヶ浜町 | 6,440 | 154 | 21 | 14 | 1 | 190 |
| 24 | 利府町 | 12,195 | 286 | 11 | - | - | 297 |
| 25 | 大和町 | 9,902 | 256 | 48 | - | 4 | 308 |
| 26 | 大郷町 | 2,679 | 78 | 17 | - | 1 | 96 |
| 27 | 富谷町 | 17,410 | 339 | 22 | 244 | 4 | 609 |
| 28 | 大衡村 | 1,741 | 78 | 17 | 14 | - | 109 |
| 29 | 色麻町 | 1,985 | 64 | 16 | 12 | 2 | 94 |
| 30 | 加美町 | 8,066 | 235 | 51 | - | 5 | 291 |
| 31 | 涌谷町 | 5,889 | 187 | 35 | 11 | 3 | 236 |
| 32 | 美里町 | 8,672 | 260 | 43 | - | 1 | 304 |
| 33 | 女川町 | 3,292 | 79 | 19 | 2 | 1 | 101 |
| 34 | 南三陸町 | 4,828 | 131 | 31 | - | 2 | 164 |
| 市 | | 327,478 | 9,387 | 1,122 | 1,730 | 96 | 12,335 |
| 町村 | | 104,722 | 3,717 | 516 | 411 | 40 | 4,684 |
| 計 | | 473,598 | 13,104 | 1,638 | 2,141 | 136 | 17,019 |

注1：平成25年5月1日現在の世帯数である。

注2：「-」は、把握困難等により世帯数未回答のものか、世帯数が0のものである。

(参考) 平成22年度調査結果及び仙台市調査の概要

(単位：世帯)

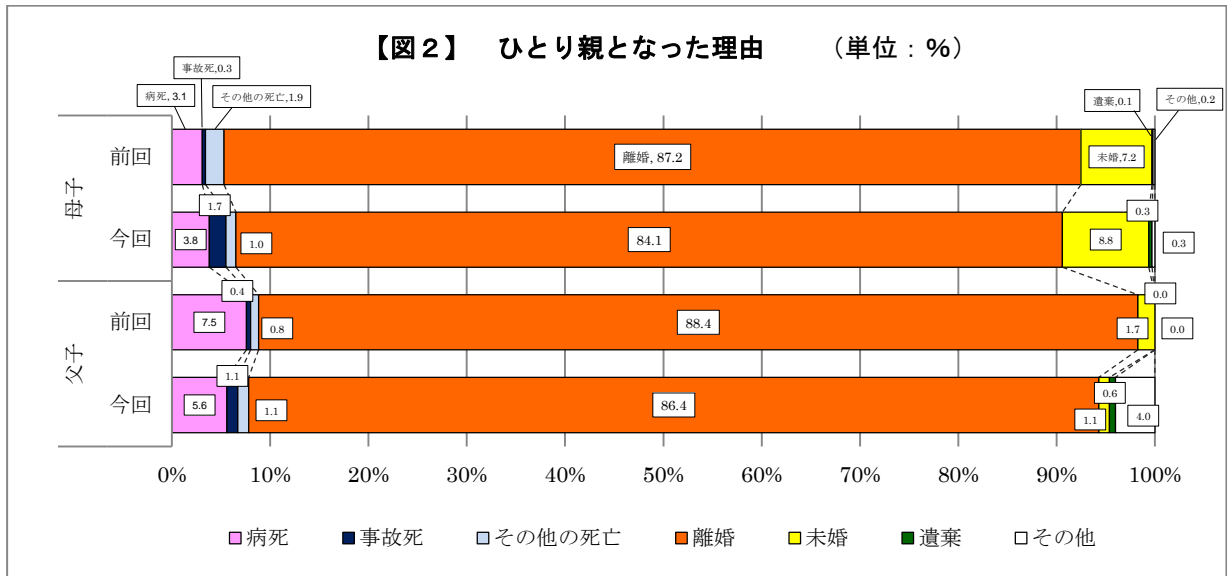
| | 全世帯数 | 母子世帯 | 父子世帯 | 寡婦世帯 | 養育者世帯 | 計 |
|----------|---------|--------|-------|-------|-------|--------|
| 平成22年度調査 | 901,930 | 25,097 | 2,897 | 9,067 | 118 | 37,179 |
| 仙台市 | 447,402 | 13,091 | 1,978 | 7,865 | 0 | 22,934 |
| 仙台市以外 | 454,528 | 12,006 | 919 | 1,202 | 118 | 14,245 |

注1：仙台市は平成21年2月時点の世帯数

注2：仙台市以外は平成22年5月時点の世帯数

(3) ひとり親家庭になった理由

今回調査の一般世帯では、母子世帯、父子世帯ともに「離婚」が最多で、それぞれ84.1%、86.4%となっています。前回調査と比較すると、「離婚」の割合が減少し、「災害、事故死」「未婚」の割合が微増しています。



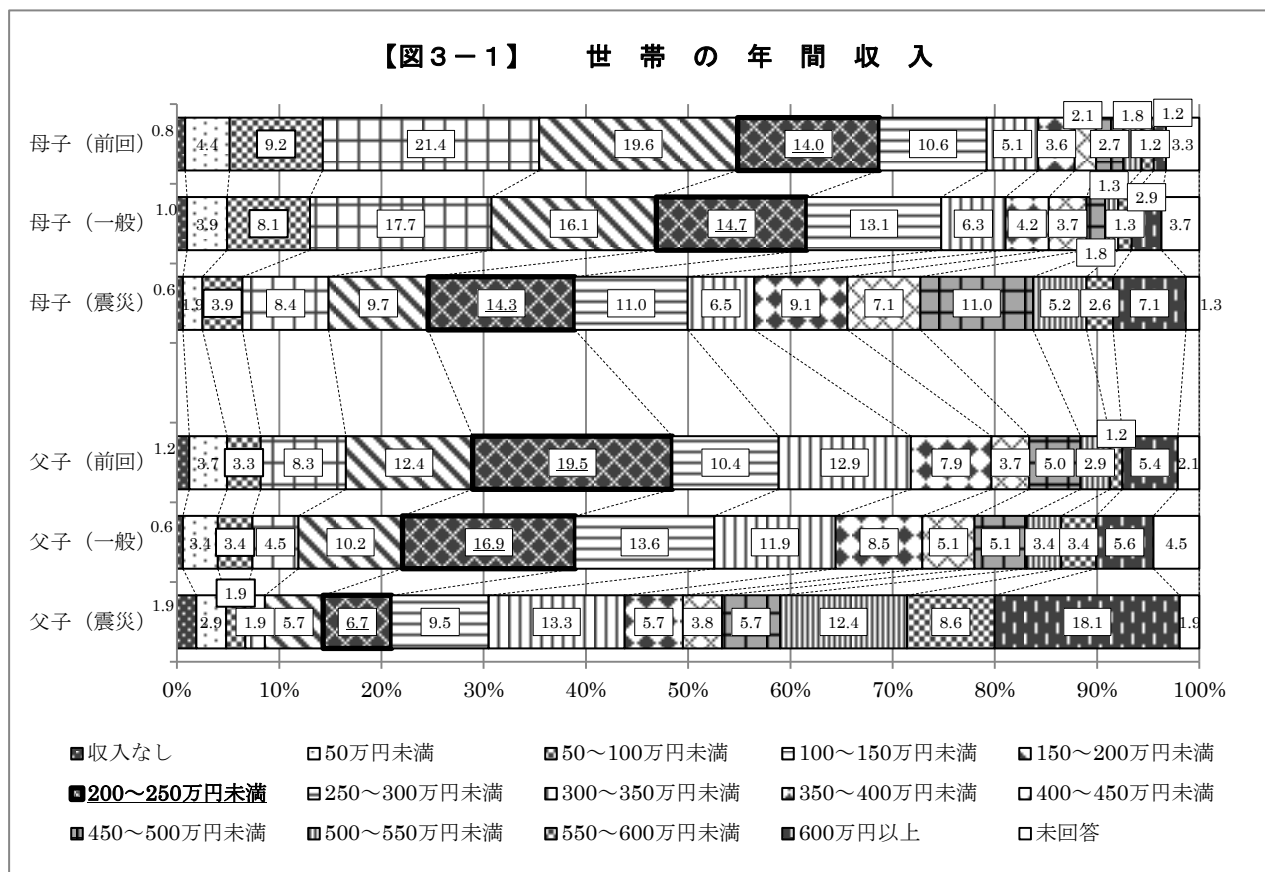
(4) 家計の状況

一般母子世帯では、「100万円～150万円未満」の世帯が17.7%となっているなど、「200万円未満」の世帯が46.8%と半数近くを占めています。また、震災母子世帯は「200～250万円未満」の世帯が14.3%と一番高く、次いで「250～300万円未満」と「450～500万円未満」の世帯が11.0%となっており、一般世帯より震災世帯の方が高い所得水準となっています。

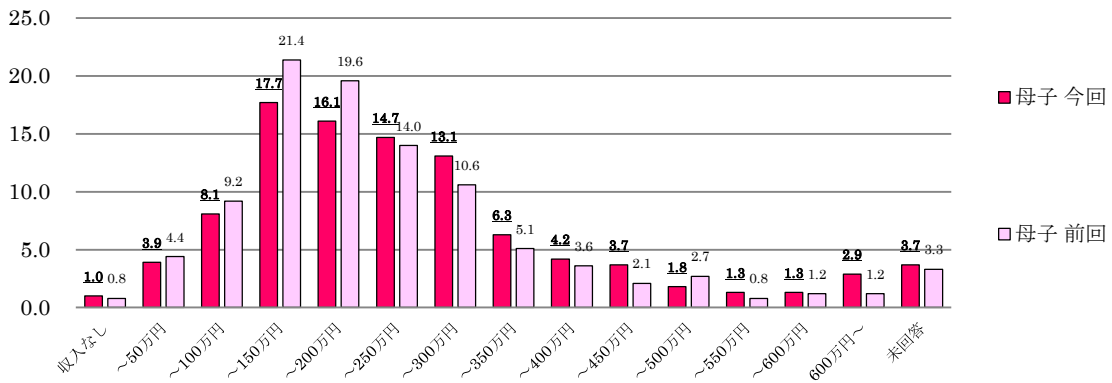
一方、一般父子世帯では「200～250万円未満」の世帯が16.9%と一番高く、次いで「250～300万円未満」の世帯が13.6%となっています。震災父子世帯については、「600万円以上」の世帯が18.1%と一番高くなっており、母子世帯同様、震災世帯の方が高い所得水準となっています。

寡婦世帯については、「250万円未満」の世帯が約60.3%を占めています。

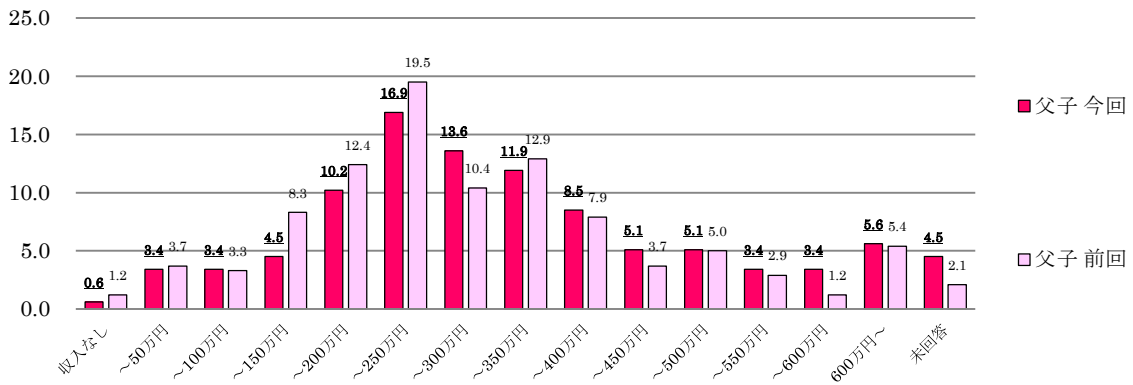
前回調査と今回調査の一般世帯を比較すると、母子世帯の「200万円未満」の世帯が8.6ポイント減少し、父子世帯では「250万円未満」の世帯が9.4ポイント減少しています。



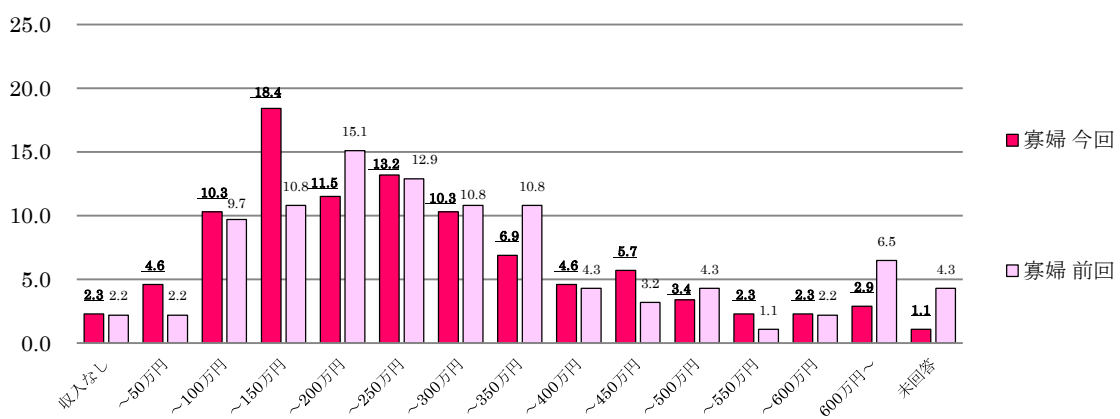
【図3-2】 家計の状況 【母子世帯】 (単位：%)



【図3-3】 家計の状況 【父子世帯】 (単位：%)



【図3-4】 家計の状況 【寡婦世帯】 (単位：%)



(5) 就業の状況

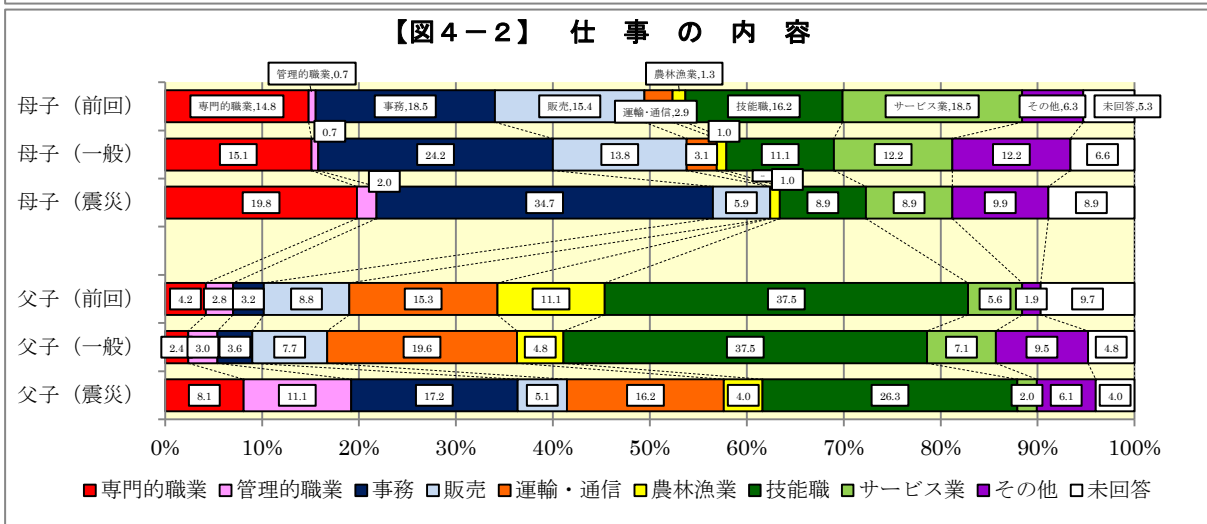
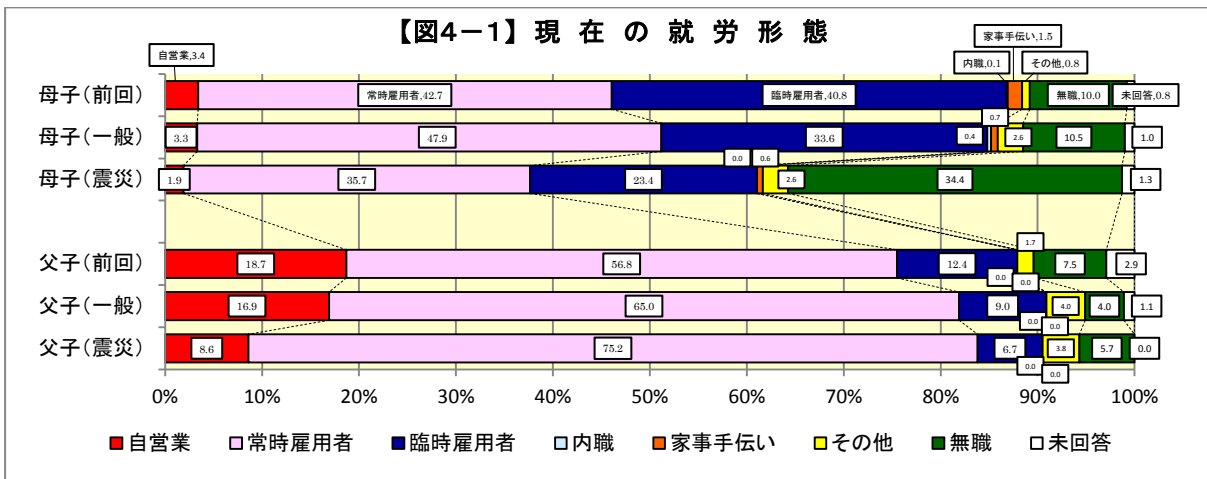
一般母子世帯で「常時雇用者」は47.9%、「臨時雇用者」は33.6%であり、震災母子世帯では「常時雇用者」は35.7%、「臨時雇用者」は23.4%、また「無職」が34.4%と高い数値となっています。

一方、一般父子世帯では「常時雇用者」が65.0%、「臨時雇用者」は9.0%であり、震災父子世帯では「常時雇用者」は75.2%、「臨時雇用者」は6.7%となっています。父子世帯では一般世帯・震災世帯とも「自営業」と「常時雇用者」で8割以上を占めています。

前回調査と比較すると、調査対象者全体で「常時雇用者」が3.5%増加し「臨時雇用者」が7.7%減少しています。

調査対象者全体で見ると、「常時雇用者」の割合は前回より高くなっていますが、今回調査の震災母子世帯については「常時雇用者」の割合が特に低くなっています。

また、職業を見ると、母子世帯では「事務職」の割合が高く、父子世帯では「技能職」の割合が高くなっています。



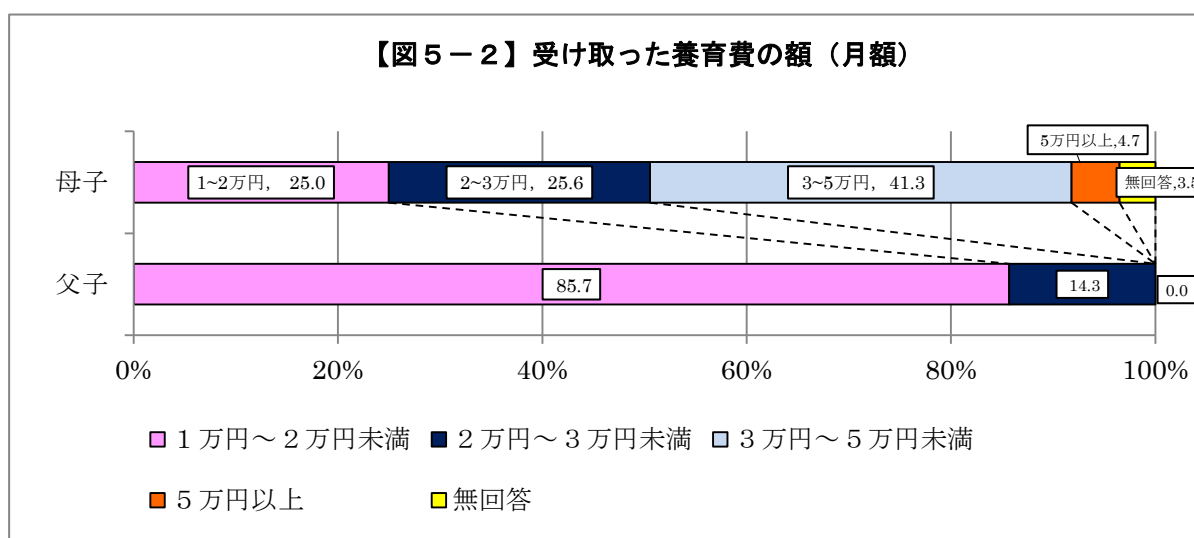
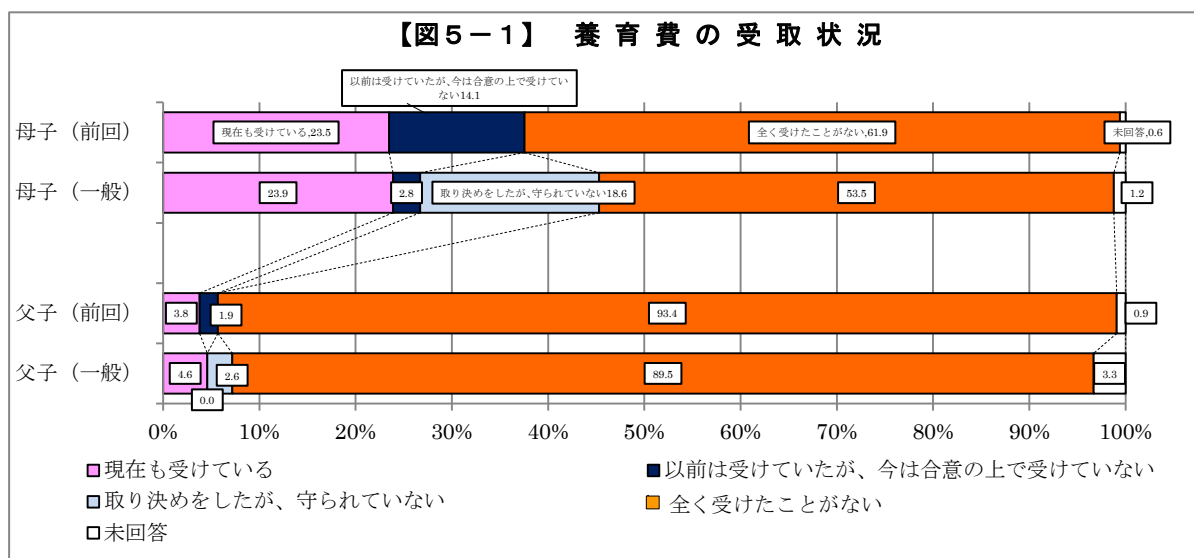
| 職種区分 | 専門的職業 | 管理的職業 | 事務 | 販売 | 運輸・通信 | 技能職 | サービス業 |
|------|-----------------------------|------------|-----------------|-----------------|---------------------------|----------------------|-------------------------|
| | 医師、看護師、保健師・保育士・教員など資格を有するもの | 会社や団体の役員など | 一般事務のほか、外勤事務を含む | 商品の販売、店員、セールスなど | 職業運転士・同助手、荷役など運輸従事者、通信従事者 | 製造、加工、組立、建設、修理などの従事者 | 飲食店、理容・美容店など接客やサービス業従事者 |

(6) 養育費の状況

母子世帯では「現在も受けている」世帯は23.9%、「取り決めたが守られていない」世帯が18.6%、「全く受けたことがない」世帯は53.5%となっています。

一方、父子世帯では「現在も受けている」世帯は4.6%、「全く受けたことがない」世帯は89.5%となっています。

前回調査と比較すると、母子世帯・父子世帯ともに「全く受けたことがない」世帯は減少しているものの、依然として高い割合になっています。また、受け取っている養育費の金額について、母子世帯では、「3～5万円未満」が41.3%、父子世帯では「1～2万円未満」が85.7%となっています。

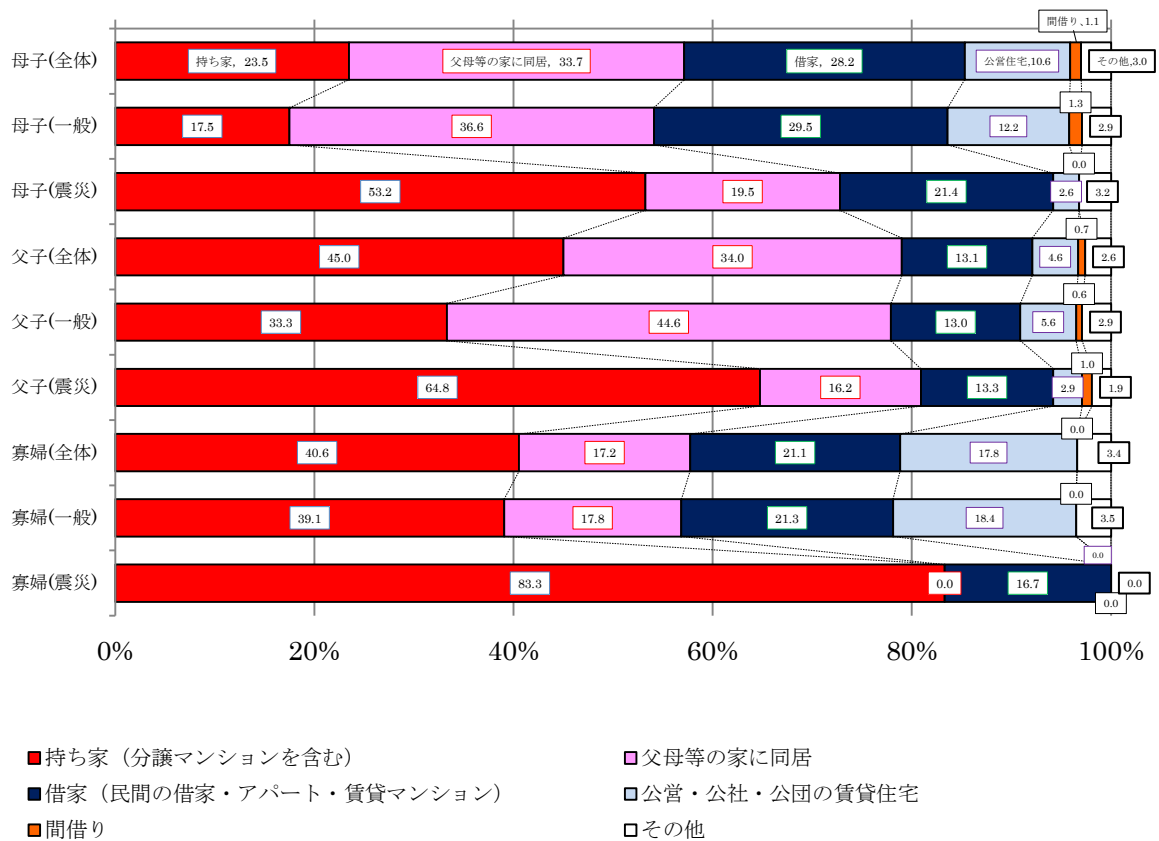


(7) 住居の状況

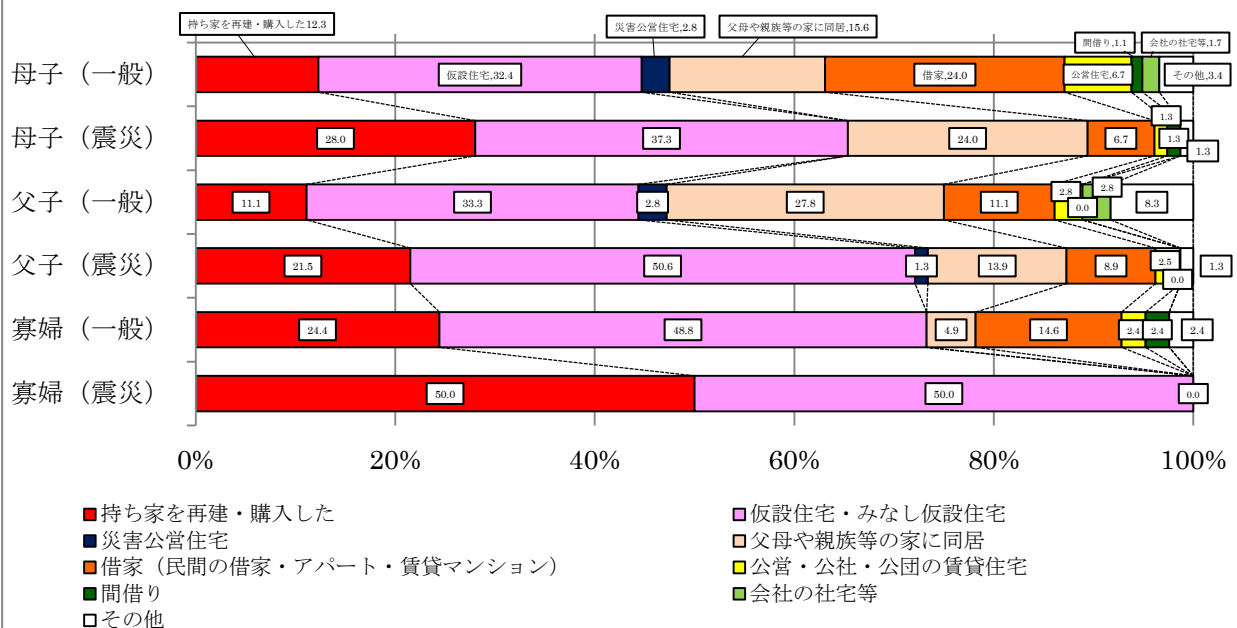
震災前の住居の状況は、母子世帯では「父母等の家に同居」が33.7%、「借家」が28.2%となっています。父子世帯では「持ち家」の割合が45.0%、「父母等の家に同居」が34.0%となっています。寡婦世帯では「持ち家」の割合が40.6%と最も高く、「父母等の家に同居」、「借家」、「公営・公社・公団等の賃貸住宅」がほぼ同じ比率となっています。

また、東日本大震災前後で住居が異なると回答した割合は、母子世帯で27.7%，父子世帯で40.8%，寡婦世帯で25.0%という結果になっていますが、震災前後で住居に変更があった家庭については区分で「仮設住宅」の割合が高くなっています。

【図6-1】震災前の住居



【図6-2】震災後の住居



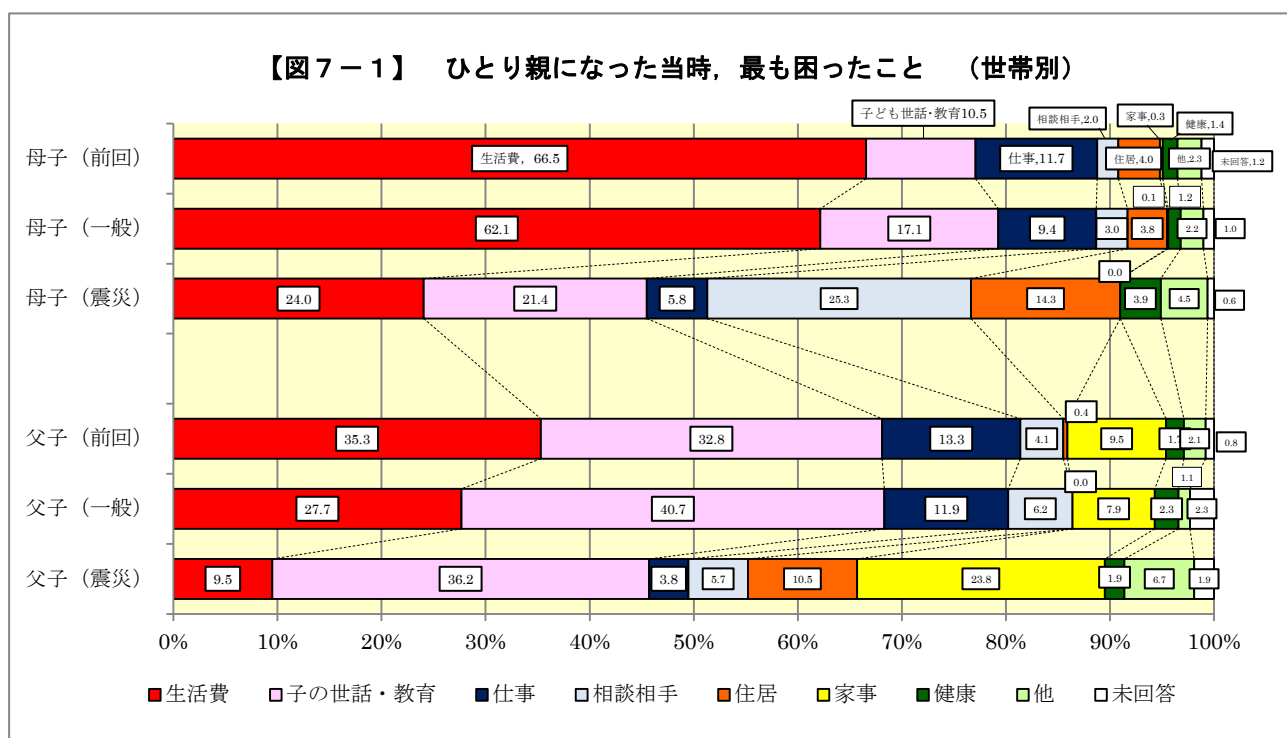
(8) 困りごと等について

ひとり親家庭になった当時の困りごととしては、一般母子世帯では62.1%が「生活費」をあげており、次いで、「子どもの世話や教育」が多くなっています。震災母子世帯では「相談相手」が25.3%と最も高くなっています。

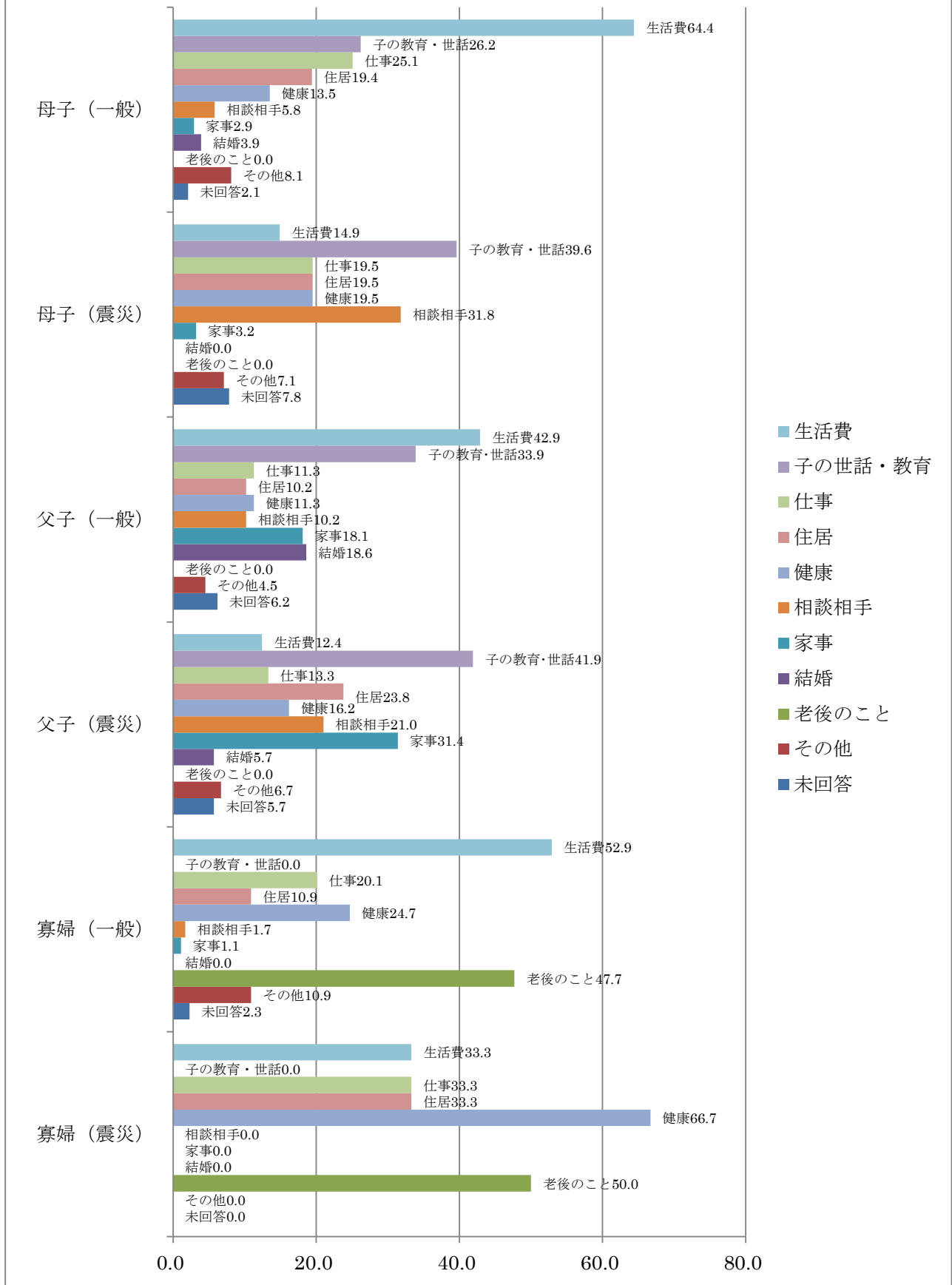
一般父子世帯では「子どもの世話や教育」が40.7%と最も多く、次いで、「生活費」が27.7%となっています。震災父子世帯では、「子どもの世話や教育」が36.2%、「家事」が23.8%となっています。

現在困っていることとしては、母子世帯では、「生活費」を多くの世帯が挙げているほか、「子の世話・教育」や「仕事」、「住居」についても高い数値となっています。一方、父子世帯では、「子どもの世話や教育」や「生活費」を挙げる世帯が多く、また、「家事」や「住居」「相談相手」も高い数値となっています。

なお、寡婦世帯が現在困っていることは、「生活費」や「老後のこと」、「健康」、「仕事」となっています。



【図7-2】現在困っていること

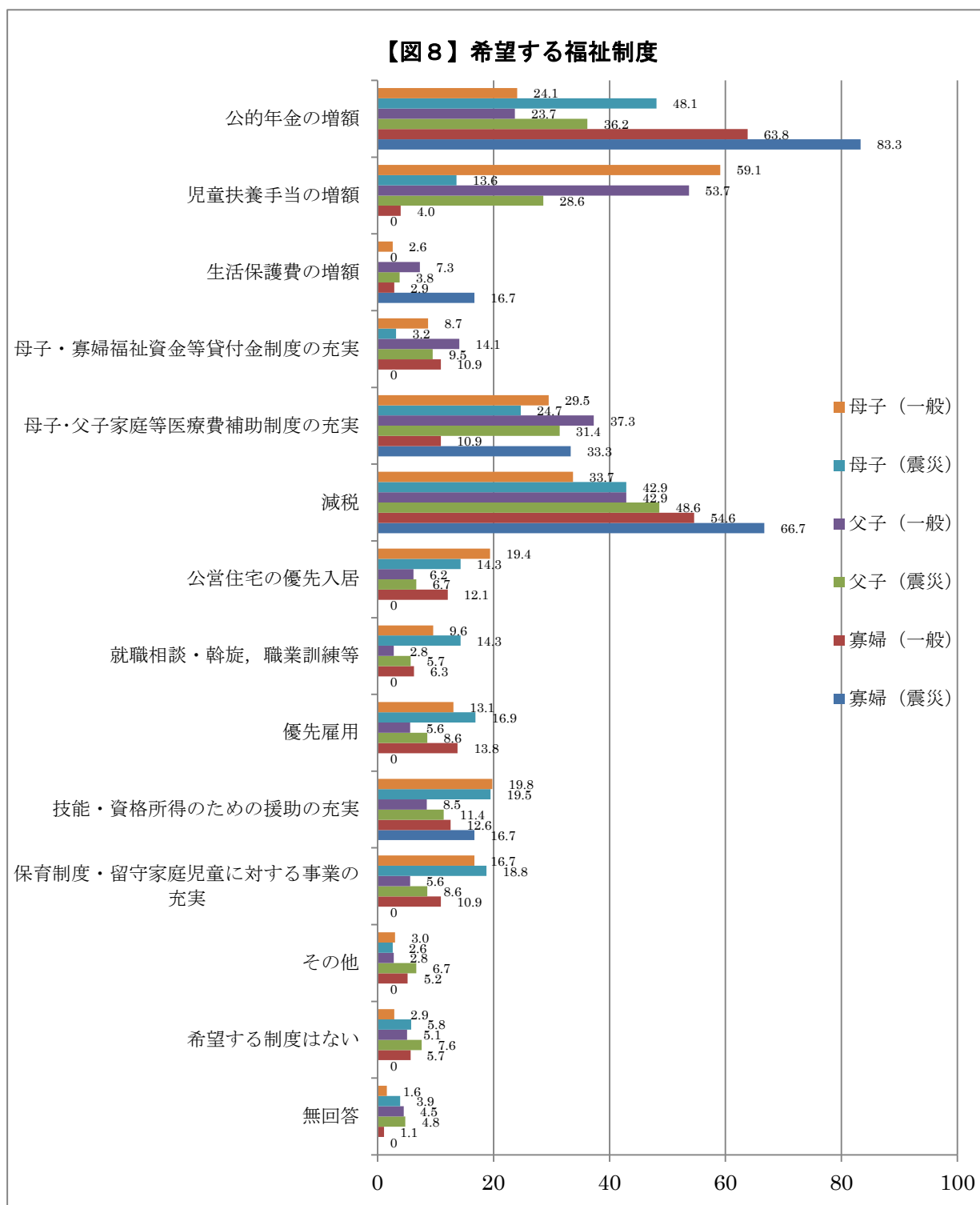


(9) 希望する福祉制度

一般母子世帯では「児童扶養手当の増額」が最も多いのに対し、震災母子世帯では「公的年金の増額」が多くなっています。

一般父子世帯では「児童扶養手当の増額」が最も多いのに対し、震災父子世帯では「減税」が多くなっています。

寡婦については一般世帯、震災世帯とも、「公的年金の増額」及び「減税」が上位を占めています。



2 ひとり親家庭等が抱える課題

(1) 母子世帯

①一般世帯

就労形態は、常時雇用が約半分を占めていますが、臨時雇用の割合も高く、年間収入は低い状況にあります。また、養育費については、「全く受けたことがない」の割合が最も高く、半数以上にのぼっており、経済的に不安定な状況にあります。現在困っていることとしては、「生活費」を挙げている世帯が多く、希望する福祉制度としては、「児童扶養手当の増額」が最も多くなっています。問題解決のための支援策としては、「技能訓練受講に対する経済的支援」を必要とする割合が高くなっているほか、様々な支援を望んでいます。

②震災世帯

就労形態は、常時雇用の次に無職の割合が高くなっていますが、年間収入は一般世帯の水準より高くなっています。震災後に住居が変わった世帯については、仮設・みなし仮設に居住している世帯の割合が高く、居住環境は不安定な状況にあります。現在困っていることとして、「子どもの世話や教育」や「相談相手」を挙げている世帯が多く、希望する福祉制度としては、「公的年金の増額」が多くなっています。問題解決のための支援策としては、「技能訓練受講に対する経済的支援」を必要とする割合が高くなっているほか、様々な支援を望んでいます。

以上のことから、経済的な支援とともに、養育費取得に係る支援、よりよい就業に向けた資格取得等に関する支援等総合的な支援が求められています。また、特に震災世帯においては、現在困っていることとして、「子どもの世話や教育」のほか「相談相手」がないことが挙げられていることから、地域における子育て環境の整備や相談体制の充実を図る必要があります。

(2) 父子家庭

①一般世帯

就労形態は、常時雇用及び自営業が多数を占めています。前回調査と比較すると、年間収入において若干の改善は見られるものの、所得水準は依然として低い状況にあります。現在困っていることとして、「生活費」と「子どもの世話や教育」を挙げている世帯が多く、前回調査と比較すると、「生活費」及び「仕事」の割合が減少し、「家事」、「住居」、「結婚」などの割合が増加しています。希望する福祉制度として、「児童扶養手当の増額」が最も多く、問題解決のための支援策としては、「技能訓練受講に対する経済的支援」や「相談体制の充実」、「起業に関する相談・支援」などが上位を占めています。

②震災世帯

震災後に住居が変わった世帯について、仮設・みなし仮設に居住している世帯が多く、居住環境は不安定な状況にあります。現在困っていることとして、「子どもの世話や教育」及び「家事」を挙げている世帯が多く、希望する福祉制度として、「減税」が多くなっています。問題解決のための支援策としては、「相談体制の充実」や「技能訓練受講に対する経済的支援」のほか、「放課後児童クラブ等の充実」が上位を占めています。

以上のことから、経済的な支援とともに、特に震災世帯においては困っていることとして、「子どもの世話や教育」のほか「家事」が挙げられており、子育てなど日常生活に関する支援が求められています。また、「相談体制の充実」や「起業に関する相談・支援」についても求められています。

(3) 寡婦

①一般世帯

年間収入は低い水準となっており、前回調査と比較すると全体的に収入がやや減少しています。現在困っていることとしては、「生活費」、「老後のこと」、「健康」が上位を占めています。希望する福祉制度は、「公的年金の増額」及び「減税」が上位を占めています。

②震災世帯

収入は一般世帯に比べ高い水準にあります。震災後住居が変わった世帯の住居は「仮設・みなし仮設」が半分を占めており、居住環境は不安定な状況であります。希望する福祉制度は「公的年金の増額」及び「減税」が上位を占めています。

以上のことから、経済的な支援とともに、老後や健康に関する相談体制の充実を図る必要があります。

第2章 計画の基本的方向

1 計画の基本理念

ひとり親家庭及び寡婦が安定した生活を送り、安心して子育てができることにより、子どもたちがいきいきとすこやかに育成される地域社会の実現

2 計画の基本目標

(1) 相談機能の充実

ひとり親家庭及び寡婦が抱える、子育てをはじめとした生活及び就業等に関する様々な悩みについて、身近なところで相談を受け、支援等に対する情報を提供するとともに、支援機関等に適切につなぐ相談機能を促進します。また、東日本大震災で被災した子どもの心のケアや震災に関する相談窓口の設置により、震災の影響に対する支援を行っています。

(2) 子育てや生活の支援

ひとり親家庭及び寡婦が、安心して子育てと就業又は就業のための訓練との両立ができるように、保育所への優先入所や多様な保育サービスの提供を行い、公営住宅入居の優遇措置等、子育てや生活の面での支援を推進します。

(3) 就業支援

ひとり親家庭及び寡婦が十分な収入を得ることができ、自立した生活をするように、一人ひとりの状況に応じた就業相談や職業能力開発への支援に取り組むとともに、企業への働きかけ等を推進し、就業支援を促進します。

(4) 養育費の確保

子どもの養育費の支払いは親としての責任ではありますが、ひとり親家庭の大半が養育費を受け取っていない現状を踏まえ、ひとり親家庭の子どもが養育費を取得できるよう、子どもの養育に関する法的義務の周知を行うとともに、養育費に関する相談にも適切に対応していきます。

(5) 自立へ向けての経済的支援

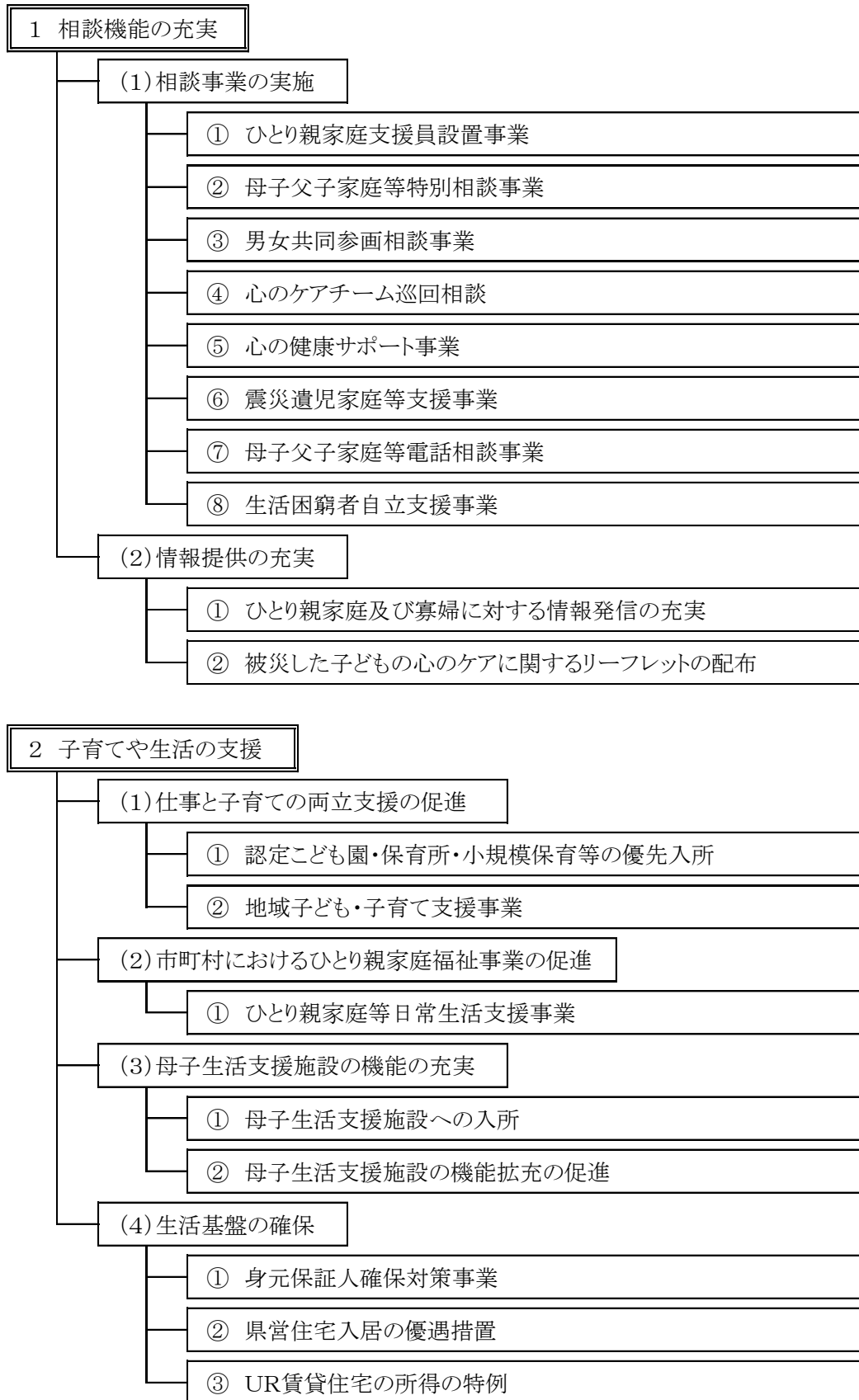
ひとり親家庭及び寡婦に対する生活の安定と自立のための経済的な支援策として、母子父子寡婦福祉資金の貸付、児童扶養手当の支給やひとり親家庭に対する医療費助成、震災で親を亡くした子どもたちへの支援金・奨学金の支給を行うとともに、関係職員に対する研修等の実施により、適正な貸付・給付事務の体制を整備します。

(6) 人権尊重の社会づくり

ひとり親家庭や寡婦の人権が不当な差別や偏見により侵害されることのないよう、あらゆる人の人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育・啓発の取組や、家主や宅地建物取引業の事業者に対する入居制約解消に向けた啓発、企業に対する公正な選考採用に関する啓発を通じて、ひとり親家庭及び寡婦の人権問題への取組を進めていきます。

第3章 具体的な施策

○施策の体系表



3 就業支援

(1) 母子父子家庭等就業・自立支援センター事業の実施

① 母子父子家庭等就業・自立センター事業

② 一般市等就業・自立支援事業

(2) より良い就業に向けた能力開発の支援

① 自立支援教育訓練給付金事業

② 高等職業訓練促進給付金等事業

③ 離職者等再就職訓練(母子コース)

(3) ひとり親家庭の親等の就業機会創出の支援

① 公共施設等における雇入れの推進

② 事業主への啓発活動及び雇用の促進

③ 「女性のチカラは企業之力」普及推進事業

(4) 地域における就業支援の充実

① 自立支援プログラム策定事業

② 生活保護受給者等就労自立促進事業

③ 就業支援関係者に対する研修の実施

④ ひとり親家庭支援員設置事業(再掲)

(5) 母子・父子福祉団体等に対する支援

① 職業紹介事業を行う母子・父子団体等への支援

② 母子・父子福祉団体への事業発注の促進

4 養育費の確保

(1) 広報・啓発活動の推進

① 養育費に係る情報発信・啓発活動の推進

(2) 相談体制の充実

① 母子父子家庭等特別相談事業(再掲)

② 男女共同参画相談事業(再掲)

③ 養育費相談員の配置

5 自立へ向けての経済的支援

(1) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

(2) 児童扶養手当の給付

(3) 母子・父子家庭医療費助成制度の実施

(4) 東日本大震災みやぎこども育英基金支援金・奨学金の給付

(5) 支援体制の整備

6 人権尊重の社会づくり

(1) 人権教育及び啓発の推進

(2) 子育て支援を進める県民運動

1 相談機能の充実

(1) 相談事業の実施

① ひとり親家庭支援員設置事業【継続】

子育て、生活、就業など、ひとり親家庭及び寡婦の抱えている問題解決に必要なかつ適切な助言ができるよう、県の各保健福祉事務所にひとり親家庭支援員を配置するとともに、研修会等を開催し、相談機能の充実を図ります。

また、市における相談機能の充実を図るため、相談員の設置の推進と事業の円滑な運用のために必要な助言・指導を行っていきます。

【関係機関：県，市】

| | |
|------------|--|
| 平成26年度（現況） | 県の保健福祉事務所にひとり親家庭支援員15人配置 (市は岩沼市で2人，大崎市で3人配置) |
| 平成31年度（目標） | 継続して県の保健福祉事務所にひとり親家庭支援員を配置するとともに，各市にひとり親家庭支援員（母子・父子自立支援員）を配置 |

② 母子父子家庭等特別相談事業【継続】

生活上抱える諸問題のうち、専門的な解決を要する法律相談を中心に弁護士が無料で面接相談に応じます。養育費等、専門的な意見を必要とする相談者が、適切に相談ができるよう相談窓口の周知に努めていきます。

【関係機関：県】

| | |
|------------|-----------------------------|
| 平成26年度（現況） | 母子・父子福祉センター及び各保健福祉事務所において実施 |
| 平成31年度（目標） | 相談窓口の周知を図りつつ，継続して事業を実施 |

③ 男女共同参画相談事業【継続】

「みやぎ男女共同参画相談室」を設置し、家庭、地域、職場などでの人間関係を含む様々な男女共同参画に関する相談を受け付けます。

【関係機関：県】

| | |
|------------|--|
| 平成26年度（現況） | 電話相談及び面接相談（月～金），法律相談（第4木曜日，女性弁護士）男性相談（毎週水曜日） |
| 平成31年度（目標） | 継続して事業を実施 |

④ 心のケアチーム巡回相談【継続】

児童精神科医・臨床心理士等による「宮城県子どもの心のケアチーム」が沿岸市町を中心に巡回相談を行い、医療的なケアを含めた支援を提供します。

【関係機関：県】

| | |
|------------|-----------------|
| 平成26年度（現況） | 子ども総合センターにおいて実施 |
| 平成31年度（目標） | 継続して事業を実施 |

⑤ 心の健康サポート事業【継続】

市町が実施する3歳児健診の会場へ臨床心理士を派遣し、ひとり親家庭等の様々な相談に対応します。

【関係機関：県】

| | |
|------------|------------------|
| 平成26年度（現況） | 1市5町で実施する健診会場へ派遣 |
| 平成31年度（目標） | 継続して事業を実施 |

⑥ 震災遺児家庭等支援事業【拡充】

アンケート調査等により支援ニーズを把握し、震災遺児・孤児家庭を対象とした交流会や講演会等の支援を行います。

【関係機関：県】

| | |
|------------|----------------|
| 平成26年度（現況） | 県保健福祉事務所で実施 |
| 平成31年度（目標） | 支援ニーズに基づき事業を実施 |

⑦ 母子父子家庭等電話相談事業【拡充】

平日に時間的余裕が持てないひとり親家庭のために、日曜日を相談日として、子どもの養育や就業に関する問題など様々な悩みについて気軽に相談できる電話相談事業を実施します。

【関係機関：県】

| | |
|------------|-------------------------|
| 平成26年度（現況） | 公益財団法人宮城県母子福祉連合会に委託して実施 |
| 平成31年度（目標） | 相談窓口の周知を図りつつ、継続して事業を実施 |

⑧ 生活困窮者自立支援事業【新規】

生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、相談の受付や就労支援、住宅確保の給付金等の支給を実施します。

平成27年度から本格的に事業を実施します。

【関係機関：国，県，市】

| | |
|------------|--------------------------|
| 平成26年度（現況） | 県内2カ所で相談窓口のモデル事業を実施 |
| 平成31年度（目標） | 関係機関との連携を促進し、生活困窮者の自立を促進 |

(2) 情報提供の充実

① ひとり親家庭及び寡婦に対する情報発信の充実【拡充】

ひとり親家庭及び寡婦に対し、相談窓口や福祉施策などの必要な情報を発信します。とりわけ父子家庭に対しては、子育て支援の情報等が得やすいよう情報発信に努め、受け手にわかりやすい情報発信を行っていきます。

また、関係機関や民間団体の福祉施策の取組を注視し情報収集を図るとともに、相談内容等の情報共有等により、支援ニーズの適切な把握に努めます。

【関係機関：県，市町村】

| | |
|------------|---|
| 平成26年度（現況） | 県政だよりや児童扶養手当現況届け提出時における情報提供 ひとり親家庭に対する支援策をまとめたパンフレット等を作成 |
| 平成31年度（目標） | 各種媒体による情報発信を促進し、制度認知度を向上 |

② 被災した子どもの心のケアに関するリーフレットの配布【継続】

被災した子どもの心のケアに関する保護者向けのリーフレット等を作成し、各市町村等に配布します。

【関係機関：県，市町村】

| | |
|------------|-----------------------|
| 平成26年度（現況） | 独立行政法人宮城県立病院機構に委託して実施 |
| 平成31年度（目標） | 継続して事業を実施 |

2 子育てや生活の支援

(1) 仕事と子育ての両立支援の促進

① 認定こども園・保育所・小規模保育等の優先入所【継続】

ひとり親家庭の親が就業や求職活動、職業訓練を行う際に、安心して子育てができるよう、保育所への優先的入所に努めます。また、ひとり親家庭に対する保育料の優遇措置を行います。

【関係機関：県，市町村】

| | |
|------------|---------------|
| 平成26年度（現況） | 各市町村において実施 |
| 平成31年度（目標） | 各市町村における事業の推進 |

② 地域子ども・子育て支援事業【新規】

地域の実情に応じた子育て支援を充実します。

a. 放課後児童クラブの優先利用

昼間保護者のいない小学校に就学している児童や特別支援学校に通学する児童の健全育成を図る放課後児童クラブにおいて、ひとり親の子どもが優先的に利用できるような取組を実施します。

b. 多様な保育サービスの提供

乳児や児童の保育が必要なときに、延長保育（延長保育事業）や一時保育（一時預かり事業）などの多様な保育サービスを提供します。また、児童養護施設への短期の入所（子育て短期支援事業）や地域で子どもを預けたい人と預かりたい人とのコーディネート（ファミリー・サポート・センター事業）など多様な子育てサービスを提供します。

【関係機関：県，市町村】

| | |
|------------|---------------|
| 平成26年度（現況） | 各市町村における実施 |
| 平成31年度（目標） | 各市町村における事業の推進 |

(2) 市町村におけるひとり親家庭福祉事業の促進

① ひとり親家庭等日常生活支援事業【拡充】

ひとり親家庭及び寡婦が、自立を促進するために必要な事由や疾病等の事由により、一時的に家事、育児等の日常生活に支障が生じた場合等に、家庭生活支援員をひとり親家庭及び寡婦の居宅に派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において子どもの世話等を行います。

また、市町村における日常生活支援事業の実施の推進と事業の円滑な運用のため、助言・指導を行っていきます。

【関係機関：県，市町村】

| | |
|------------|---------------|
| 平成26年度（現況） | 名取市，塩釜市の2市で実施 |
| 平成31年度（目標） | 各市町村における事業の推進 |

(3) 母子生活支援施設の機能の充実

① 母子生活支援施設への入所【継続】

市及び県の福祉事務所を通して、配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情のある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けると認める場合、当該母子を入所させて、保護するとともに必要な生活指導を行い、自立促進のための生活支援を行います。

【関係機関：県，市】

| | |
|------------|--|
| 平成26年度（現況） | 施設数：6施設，入所世帯：73世帯，入所人員：205人 (平成26年4月1日現在) |
| 平成31年度（目標） | 適切な入所支援と自立に向けた生活支援を実施 |

② 母子生活支援施設の機能拡充の促進【継続】

DV等の被害から避難する必要のある母子世帯のために、住所地から離れた母子生活支援施設において広域的に受け入れることにより、安定した生活を確保します。

【関係機関：県，市町】

| | |
|------------|-------------------------------------|
| 平成26年度（現況） | 広域入所世帯：2世帯，入所人員：9人 (平成26年4月1日現在) |
| 平成31年度（目標） | ニーズにあわせた入所の推進 |

(4) 生活基盤の確保

① 身元保証人確保対策事業【継続】

母子生活支援施設や婦人保護施設に入所している女性や子どもが、施設を退所して社会的に自立した生活を行おうとする場合に、施設長等が身元保証人となった場合の保険料について補助し、就職やアパート等の賃貸が困難となる者を支援します。

【関係機関：県】

| | |
|------------|------------------|
| 平成26年度（現況） | 2人（16月分） |
| 平成31年度（目標） | 適切な事業の実施による自立の支援 |

② 県営住宅入居の優遇措置【継続】

住宅に困窮するひとり親世帯について当選確率を2倍とする抽選倍率の優遇措置，児童を3人以上扶養している世帯など特定の世帯のみが申込みできる特別割当住宅の募集，及び就業が困難なひとり親世帯等，著しく収入の少ない入居世帯に対する家賃減免を実施します。

【関係機関：県】

| | |
|------------|------------------------|
| 平成26年度（現況） | 年4回（6，9，12，3月）の定期募集を実施 |
| 平成31年度（目標） | 継続して入居の優遇措置等を実施 |

③ UR賃貸住宅の所得の特例【継続】

UR(都市機構)賃貸住宅へ申込みの際に、母子世帯(妊娠している単身者の方か、配偶者のいない母と満20歳未満の被扶養者である子の同居世帯)の収入が基準月収額の2分の1に満たない場合でも、一定の条件(所得の特例)を満たせば申込みことができる制度の活用を促進します。

【関係機関：民間】

| | |
|------------|--------------|
| 平成26年度(現況) | 申込み時の優遇措置の実施 |
| 平成31年度(目標) | 継続して優遇措置を実施 |

3 就業支援

(1) 母子父子家庭等就業・自立支援センター事業の実施

① 母子父子家庭等就業・自立支援センター事業【拡充】

ひとり親家庭及び寡婦の生活支援、就業支援等を効果的に推進するため、「母子父子家庭等就業・自立支援センター」を宮城県母子・父子福祉センターに設置し、就業相談、就業支援講習会、職業紹介等の実施により、ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定と自立促進を図ります。

【関係機関：県】

| | |
|------------|--|
| 平成26年度(現況) | 公益財団法人宮城県母子福祉連合会に委託して実施 就業相談件数：632件(平成25年度実績) 就業支援講習会修了者数：86人(同上) 就職支援セミナー受講者数：172人(同上) |
| 平成31年度(目標) | 継続して事業を実施 就業支援講習会修了者数：100人 就職支援セミナー受講者数：200人 |

② 一般市等就業・自立支援事業【拡充】

地域の実情に応じ、就業支援事業、就業支援講習会等事業、就業情報提供事業、地域生活支援事業、在宅就業推進事業、管内自治体・福祉事務所支援事業、広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業の中から選択して事業を実施します。

また、各市に対し、事業実施を推進するとともに、事業の円滑な運用のため、助言・指導を行っていきます。

【関係機関：市】

| | |
|------------|-------------|
| 平成26年度(現況) | 各市実績なし |
| 平成31年度(目標) | 各市における実施の推進 |

(2) より良い就業に向けた能力開発の支援

① 自立支援教育訓練給付金事業【継続】

母子家庭の母及び父子家庭の父が、適職に就くために必要だと認められる教育訓練講座等を受講した場合に、受講料の2割相当額を支給します。また、ひとり親家庭に対し、制度の周知を図っていきます。

【関係機関：県、市】

| | |
|------------|----------------------|
| 平成26年度（現況） | 支給人数：1人（平成25年度県実施分） |
| 平成31年度（目標） | 各市における実施の推進と制度認知度を向上 |

② 高等職業訓練促進給付金等事業【継続】

母子家庭の母及び父子家庭の父が、就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格を取得するため2年以上の養成機関における養成訓練を受講している場合、養成期間中就業支援手当を支給するとともに、修了時には修了支援給付金を支給します。

また、ひとり親家庭に対し、制度の周知を図っていきます。

【関係機関：県、市】

| | |
|------------|--|
| 平成26年度（現況） | 支給人数：10人（平成25年度県実施分） |
| 平成31年度（目標） | 利用者のニーズに合わせ、対象資格の拡大 各種媒体を使った広報による制度認知度の向上 |

③ 離職者等再就職訓練（母子コース）【継続】

これまで就業機会が少なかった母子家庭の母等を対象にIT関連等の職業訓練を実施します。

【関係機関：県】

| | |
|------------|-----------------|
| 平成26年度（現況） | 民間教育訓練機関に委託して実施 |
| 平成31年度（目標） | 継続して事業を実施 |

(3) ひとり親家庭の親等の就業機会創出の支援

① 公共的施設等における雇入れの推進【継続】

県が設置する公共的施設等における、非常勤職員や臨時職員の求人情報を、母子父子家庭等就業・自立支援センターに提供するなど、ひとり親家庭の親及び寡婦の雇入れを推進します。

【関係機関：国、県、市町村】

| | |
|------------|------------------------------|
| 平成26年度（現況） | 各自治体及び公共施設における雇入れの推進 |
| 平成31年度（目標） | 各自治体及び公共施設における雇用に関する情報の確実な伝達 |

② 事業主への啓発活動及び雇用の促進【継続】

ひとり親家庭の親及び寡婦の雇用の促進や「母子父子家庭等就業・自立支援センター事業」についての理解を深めてもらうため、経営者団体や労働者団体等と連携し、事業主等に対する啓発活動を積極的に推進します。

【関係機関：国，県，民間】

| | |
|------------|---------|
| 平成26年度（現況） | 啓発活動の推進 |
| 平成31年度（目標） | 啓発活動の強化 |

③ 「女性のチカラは企業の力」普及推進事業【継続】

企業における女性の積極的な登用やワーク・ライフ・バランスへの取組を促すため、シンポジウムや地域フォーラムを開催し、表彰企業等の取組の事例紹介や情報交換等を行うとともに、女性のチカラを活かす企業認証制度の実施により男女共同参画社会の実現に取り組みます。

【関係機関：県】

| | |
|------------|---|
| 平成26年度（現況） | シンポジウム開催及び認証の実施等による企業のポジティブ・アクションやワーク・ライフ・バランスの推進 |
| 平成31年度（目標） | 継続して事業を実施 |

(4) 地域における就業支援の充実

① 自立支援プログラム策定事業【継続】

福祉事務所に自立支援プログラム策定員を配置し、児童扶養手当受給者の個々の状況や希望等に応じた自立支援プログラムを策定し、自立促進に努めます。

【関係機関：県，市】

| | |
|------------|---------------------------------|
| 平成26年度（現況） | 県保健福祉事務所で実施 |
| 平成31年度（目標） | 県保健福祉事務所において実施するとともに、市における実施の推進 |

② 生活保護受給者等就労自立促進事業【継続】

児童扶養手当受給者に対し、福祉事務所と公共職業安定所が連携して就労支援を行います。

【関係機関：国，県，市】

| | |
|------------|--------------------------|
| 平成26年度（現況） | 支援対象者数：延べ1,062人，就職者数：50人 |
| 平成31年度（目標） | 継続して事業を実施 |

③ 就業支援関係者に対する研修の実施【継続】

母子父子家庭等就業・自立支援センターや公共職業安定所等と連携し、ひとり親家庭支援員等の就業支援関係者に対する研修を実施します。

【関係機関：国，県，市】

| | |
|------------|---------------------------|
| 平成26年度（現況） | 各種研修会の開催及び派遣 |
| 平成31年度（目標） | 各種媒体による情報発信を行い、研修会への参加の促進 |

④（再掲）ひとり親家庭支援員設置事業【継続】

子育て、生活、就業など、ひとり親家庭及び寡婦の抱えている問題解決に必要な適切な助言ができるよう、県の各保健福祉事務所にひとり親家庭支援員を配置するとともに、研修会等を開催し、相談機能の充実を図ります。

また、市における相談機能の充実を図るため、相談員の設置の推進と事業の円滑な運用のために必要な助言・指導を行っていきます。

【関係機関：県，市】

| | |
|------------|--|
| 平成26年度（現況） | 県の保健福祉事務所にひとり親家庭支援員15人配置 (市は岩沼市で2人，大崎市で3人配置) |
| 平成31年度（目標） | 継続して県の保健福祉事務所にひとり親家庭支援員を配置するとともに、各市にひとり親家庭支援員（母子・父子自立支援員）を配置 |

(5) 母子・父子福祉団体等に対する支援

① 職業紹介事業を行う母子・父子福祉団体等への支援【継続】

職業紹介事業を行う母子・父子福祉団体等が、公共職業安定所等と連携し、求人情報の提供を実施することに対し支援します。

【国，県】

| | |
|------------|---|
| 平成26年度（現況） | 母子父子家庭等就業・自立支援センター事業の公益財団法人宮城県母子福祉連合会に対する委託 |
| 平成31年度（目標） | 母子父子家庭等就業・自立支援センター事業の母子・父子福祉団体等に対する委託 |

② 母子・父子福祉団体への事業発注の促進【継続】

母子・父子福祉団体への事業発注を促進するなど活動を支援していきます。

【関係機関：国，県，市町村】

| | |
|------------|-----------------------------|
| 平成26年度（現況） | 宮城県母子・父子福祉センター管理事業等の委託 |
| 平成31年度（目標） | 母子・父子福祉団体への事業発注を促進するなど活動を支援 |

4 養育費の確保

(1) 広報・啓発活動の推進

① 養育費に係る情報発信・啓発活動の推進【継続】

養育費は、子どもの精神的な支えであり、生活の安定にとっても重要なものであることから、養育費取得手続きや相談窓口など必要な情報について情報発信を行うとともに、県民に養育費についての理解が広がるよう、啓発資料の配布などにより啓発活動を推進します。

【関係機関：国，県，市町村】

| | |
|------------|---------------------|
| 平成26年度（現況） | 啓発資料（パンフレット等）の配布 |
| 平成31年度（目標） | 各種媒体による情報発信と啓発活動の促進 |

(2) 相談体制の充実

①（再掲）母子父子家庭等特別相談事業【継続】

生活上抱える諸問題のうち、専門的な解決を要する法律相談を中心に弁護士が無料で面接相談に応じます。養育費等、専門的な意見を必要とする相談者が、適切に相談ができるよう相談窓口の周知に努めていきます。

【関係機関：県】

| | |
|------------|-----------------------------|
| 平成26年度（現況） | 母子・父子福祉センター及び各保健福祉事務所において実施 |
| 平成31年度（目標） | 相談窓口の周知を図りつつ、継続して事業を実施 |

②（再掲）男女共同参画相談事業【継続】

「みやぎ男女共同参画相談室」を設置し、家庭、地域、職場などでの人間関係を含む様々な男女共同参画に関する相談を受け付けます。

【関係機関：県】

| | |
|------------|--|
| 平成26年度（現況） | 電話相談及び面接相談（月～金）、法律相談（第4木曜日、女性弁護士）男性相談（毎週水曜日） |
| 平成31年度（目標） | 継続して事業を実施 |

③ 養育費相談員の配置【継続】

国の設置する「養育費相談支援センター」と連携し、支援を行うとともに、養育費の取得率の向上を図るため、母子父子家庭等就業・自立支援センターに養育費専門の相談員を配置します。

【関係機関：県】

| | |
|------------|------------------------|
| 平成26年度（現況） | 未配置 |
| 平成31年度（目標） | 母子父子家庭等就業・自立支援センターへの配置 |

5 自立へ向けての経済的支援

(1) 母子父子寡婦福祉資金の貸付【拡充】

母子家庭の母子、父子家庭の父子及び寡婦に対して、生活の実態や就職・能力開発に応じた適切な資金を無利子又は低利子で貸し付けます。

また、技能習得期間中の生活資金や技能習得資金等の活用を促進します。

【関係機関：県】

| | |
|------------|---|
| 平成26年度（現況） | 各保健福祉事務所における資金の貸付 (平成25年度貸付実績：169件, 66, 127千円) |
| 平成31年度（目標） | 制度周知を図りつつ、継続して各保健福祉事務所において貸付を実施 |

(2) 児童扶養手当の給付【継続】

父又は母と生計を同じくしていない児童（父又は母が重度の障害者を含む。）を監護する母又は父や、母に代わってその児童を監護・養育するものに対し手当を支給し、ひとり親家庭等の生活の安定と自立支援を通じて、児童の健全育成を図ります。

【関係機関：県、市】

| | |
|------------|--|
| 平成26年度（現況） | 受給権者数 3, 773人（平成26年3月31日現在） 平成26年12月から公的年金の併給制限が緩和されるため、受給権者数はやや増加する見込み |
| 平成31年度（目標） | 必要経費の正確な把握 |

(3) 母子・父子家庭医療費助成制度の実施【継続】

市町村が母子・父子家庭等に医療費を助成した場合、その助成額の2分の1を補助し、母子・父子家庭の自立と児童の健全な育成を図ります。

【関係機関：県、市町村】

| | |
|------------|--|
| 平成26年度（現況） | 補助対象者数 45, 926人（平成26年4月1日現在） ひとり親家庭の増加により、対象者数は増加傾向 |
| 平成31年度（目標） | 市町村と連携した事業の推進 |

(4) 東日本大震災みやぎ子ども育英基金支援金・奨学金の給付【継続】

国内外から寄せられた寄附金を活用し、「東日本大震災みやぎ子ども育英基金」として積み立て、震災で親をなくした子ども達が安定した生活を送り、希望する進路選択を実現できるよう、支援金・奨学金を支給します。

【関係機関：県】

| | |
|------------|-----------------------|
| 平成26年度（現況） | 震災遺児・孤児に対し、支援金・奨学金を支給 |
| 平成31年度（目標） | 継続して事業を実施 |

(5) 支援体制の整備 **【継続】**

母子父子寡婦福祉資金の貸付や児童扶養手当制度，母子・父子家庭医療費助成制度について，当該業務を適正に実施するため，関係職員に対する研修の実施や経済的支援に関する的確な情報の提供に努めます。

【関係機関：県，市町村】

| | |
|------------|-----------|
| 平成26年度（現況） | 担当者会議等の開催 |
| 平成31年度（目標） | 担当者会議等の充実 |

6 人権尊重の社会づくり

(1) 人権教育及び啓発の推進 **【拡充】**

ひとり親家庭や寡婦の人権が不当な差別や偏見により侵害されることのないよう，あらゆる人の人権が尊重される社会の実現を目指し，人権教育・啓発の取組や，家主等に対する入居制約解消に向けた啓発，企業に対する公正な選考採用に関する啓発を通じて，ひとり親家庭及び寡婦の人権問題への取組を進めて行きます。また，近年のDV被害の増加に伴い，ひとり親家庭となる事例もあり，その取り巻く環境も厳しさを増していることから，暴力を許さない社会の形成に向けた取組を推進していきます。

【関係機関：国，県，市町村】

| | |
|------------|-----------------------------|
| 平成26年度（現況） | 研修会等の開催，リーフレット等の作成・配布 |
| 平成31年度（目標） | 研修会等の開催，各種媒体による情報発信と啓発活動の促進 |

(2) 子育て支援を進める県民運動 **【継続】**

子育てに対する不安の解消や地域全体に子育ての輪を広げるよう，子育てに関する情報の発信やシンポジウムの開催などを行います。また，子育てに関して自治体間で同盟を結び，情報交換・情報発信により，子育て施策の実施と先導を行っていき，少子化対策等へ意識喚起を行います。

【関係機関：県】

| | |
|------------|---------------------|
| 平成26年度（現況） | 子育て同盟のPR，シンポジウムの開催等 |
| 平成31年度（目標） | 継続して事業を実施 |

第4章 計画の推進体制

1 計画の推進

計画の推進に当たっては、県が関係部局と連携し、計画の推進状況の確認や必要な整備等を行います。

2 国、市町村との連携及び役割分担

ひとり親家庭及び寡婦に対する施策は、県や市町村が施策の実施主体となっていますが、国の制度や方針との深い関わりのある多くの施策があります。そのため、国、県、市町村の役割を明確にするとともに、お互いが連携してこれらの施策を推進していきます。

3 市町村に対する支援

平成14年度の母子及び寡婦福祉法の改正により、市町村における母子家庭の自立促進業務が位置づけられました。これにより、ひとり親家庭及び寡婦の子育てや生活の支援等については、住民に身近な市町村における総合的な施策が求められています。

特に、市においては自ら地域の実情に応じた計画を策定し、計画的に推進する必要があることから、県は、市の計画策定を支援するとともに、市町村が事業を実施するに当たっては、必要な助言や調整を行います。

4 民間との連携

民間企業においては、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」の主旨から、「特定求職者雇用開発助成金」や「試行雇用（トライアル雇用）奨励金」等を活用し、ひとり親家庭の親の雇い入れを行うことが求められています。

また、ひとり親家庭の親が円滑に仕事と子育てを両立できるよう、子育てを支援する休暇制度の充実・取得促進や、子どもが病気の時など急を要する事態において休暇が取りやすい雰囲気づくりなど、子育てがしやすい職場環境を整備することが求められています。

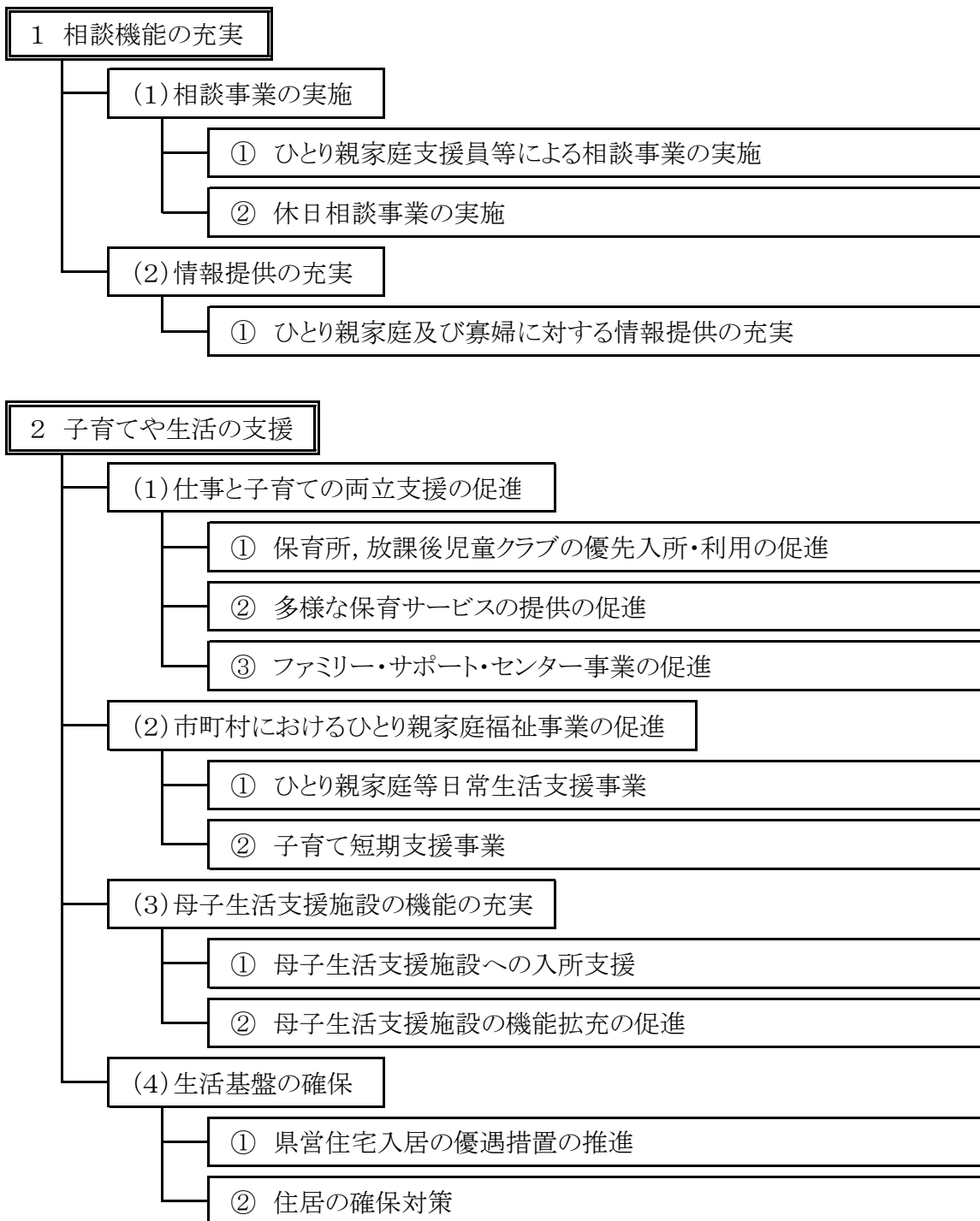
5 関係団体との連携

ひとり親家庭等に対する支援を行う団体やNPOには、必要に応じて行政と連携・協働しながら子育てや就業など多様な支援を行うことが求められています。

また、地域における福祉の増進を図る民生委員・児童委員などがひとり親家庭等に対して行う相談活動を支援していきます。

第5章 「第Ⅱ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画」の評価と事業の実績について

○施策の体系表



3 就業支援

- (1) 母子父子家庭等就業・自立支援センター事業の実施
 - ① ひとり親家庭の親の就業支援事業
- (2) より良い就業に向けた能力開発の支援
 - ① ひとり親家庭の親の教育訓練等の支援
- (3) 母子家庭の母の就業機会創出の支援
 - ① 事業主への啓発活動及び雇用の促進
- (4) 地域における就業支援の充実
 - ① ひとり親家庭支援員等による就業支援の実施
 - ② 就業支援関係者に対する研修の実施
- (5) 母子・父子福祉団体等に対する支援
 - ① 無料職業紹介事業を行う母子・父子福祉団体等への支援
 - ② 母子・父子福祉団体への事業発注の促進

4 養育費の確保

- (1) 広報・啓発活動の推進
- (2) 相談体制の充実

5 自立へ向けての経済的支援

- (1) 母子父子寡婦福祉資金の貸付
- (2) 児童扶養手当の給付
- (3) 母子・父子家庭医療費助成制度の実施
- (4) 震災遺児・孤児への給付
- (5) 支援体制の整備

6 人権尊重の社会づくり

- (1) 人権教育及び啓発の推進
- (2) 子育て支援を進める県民運動

第Ⅱ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画（平成23～26年度）の評価

| | |
|---------|--|
| 計画の基本理念 | ひとり親家庭及び寡婦が安定した生活を送り、安心して子育てができることにより、子どもたちがいきいきとすこやかに育成される地域社会の実現 |
|---------|--|

| 計画の基本目標 | | | |
|-------------|---|---|--|
| 項目 | 内容 (H23～H26) | 評価 (H26) | 今後の対応 |
| 1 相談機能の充実 | <p>ひとり親家庭及び寡婦が抱える、子育てをはじめとした生活及び就業等に関する様々な悩みについて、身近なところでの相談を実施し、支援等に関する情報を提供するとともに、支援機関等に適切につなぐ相談機能を促進します。</p> <p>また、東日本大震災で被災した子どもの心のケアや震災に関する相談窓口の設置により、震災の影響に対する支援を行います。</p> | <p>ひとり親家庭は生活や就業、子どもの世話や教育など様々な問題を抱えており、その相談窓口として、ひとり親家庭支援員による相談、日曜日の電話相談、弁護士による無料相談等の支援を行ってきた。また、震災で被災した子どもの心のケアなどの支援を行ってきた。</p> <p>関係機関との情報共有や、相談員の専門性の向上により、ひとり親家庭の抱える悩み事に対し、適切な指導・助言を行っていく必要がある。また、東日本大震災で被災したひとり親家庭の親や子どもに対し、継続的に支援を行っていく必要がある。</p> | <p>○震災による影響も含め、ひとり親の抱える問題は複雑多岐に渡っているため、適切な指導・助言ができるよう、相談員の専門性を高めていく。</p> <p>○東日本大震災で被災し、心のケアを必要とするひとり親家庭の親や子どもに対して、継続的な心のケアを行っていく。</p> <p>○支援制度に関する情報の周知が図られるよう、広報誌やホームページ、その他様々な媒体を使い十分な情報発信を行っていく。</p> <p>○ハローワーク等関係機関との連携を強化し、情報の収集・共有・発信を図る。</p> |
| 2 子育てや生活の支援 | <p>ひとり親家庭及び寡婦が、安心して子育てと就業又は就業のための訓練との両立ができるように、保育所への優先入所や多様な保育サービスの提供を行う他、公営住宅入居の優遇措置等、子育てや生活の面での支援を推進します。</p> | <p>ひとり親家庭の生活基盤の確保や子育てと就業又は就学との両立を図るため、保育施設の優先入所や公営住宅入居の優遇措置等の支援を行ってきた。</p> <p>疾病等で一時的に家事や子どもの世話が必要になった場合の支援を含め、ひとり親に対する日常の家事や育児などの支援を拡充していくなど、ひとり親家庭の生活安定のための施策を進めていく必要がある。</p> | <p>○これまでの支援を継続していくとともに、家事や育児などの日常生活の支援が受けられる体制づくりに努めていく。</p> <p>○市町村における取組を強化する。</p> |

| 項 目 | 内 容 (H23～H26) | 評 価 (H26) | 今 後 の 対 応 |
|----------------|--|--|--|
| 3 就業支援 | ひとり親家庭及び寡婦が、十分な収入を得て自立した生活ができるように、一人ひとりの状況に応じた就業相談や就業能力開発への支援に取り組むとともに、ひとり親家庭の親が教育訓練講座を受講した場合に、授業料の一部を支給する自立支援給付金事業等を実施し、就業支援を促進します。 | 母子父子家庭等就業・自立支援センターによる就業支援講習会などの事業のほか、自立支援給付金事業等を行ってきた。 各種支援制度の活用により、確実に就業へと結びつけることができるよう、適切な情報収集及び情報発信を行っていく必要がある。また、事業主に対し、ひとり親家庭の親の就業について理解を進める取組が必要である。 | ○就業・自立支援センターによる職業訓練や就職斡旋、就業機会の創出等の就業支援を引き続き実施していく。 ○広報・啓発を強化し、制度の利用促進を図る。 ○関係機関との連携を強化し、情報の収集・共有・発信を図る。 ○プログラムの策定など、ひとり親家庭の個々の状況に応じた自立支援を行っていく。 |
| 4 養育費の確保 | ひとり親家庭の大半が養育費を受け取っていない現状を踏まえ、ひとり親家庭の子どもが養育費を取得できるよう、子どもの養育に関する法的義務を周知するとともに、養育費に関する相談に適切に対応していきます。 | 養育費に関するパンフレット等の配布による普及啓発や、弁護士による無料相談により必要な情報提供を図ってきた。 養育費については、取り決めをしていない世帯が依然として多く、啓発が十分でないことから、今後取り決めに関する情報発信を積極的に行っていく必要がある。また、養育費相談員の配置について推進する必要がある。 | ○各種媒体を利用し、養育費・面会交流の啓発を行っていく。 ○無料弁護士相談等の相談窓口の周知を図り、利用を促進していく。 ○養育費相談員の配置等、相談体制の充実を図る。 |
| 5 自立へ向けての経済的支援 | ひとり親家庭及び寡婦に対する生活の安定と自立のための経済的な支援策として、母子父子寡婦福祉資金の貸付、児童扶養手当の支給や母子父子家庭に対する医療費助成の他、震災遺児・孤児に対するみやぎこども育英基金支援金・奨学金の支給を行います。また、関係職員に対する研修会等の実施により、適正な貸付・給付事務の体制を整備します。 | 母子父子寡婦福祉資金の貸付や児童扶養手当の給付、医療費の助成等の経済的支援を行ってきた。 東日本大震災の震災遺児・孤児に対し、支援金・奨学金の給付を行っており、今後も継続して実施していく。 母子父子寡婦福祉資金貸付金については、新たに貸付対象となった父子家庭を含め、積極的に情報発信していくとともに、各種支援金制度について、周知を図っていく必要がある。 | ○福祉資金貸付金について、父子家庭に対象拡大となったことを含め、制度の周知を図り、利用を促進していく。 ○各種支援制度について、適切な運用に努めるとともに、広報・啓発の強化により、制度の周知を図っていく。 ○東日本大震災みやぎこども育英基金について、受給資格者の正確な把握に努め、適切な制度運用に努めていく。 |

| 項 目 | 内 容 (H23～H26) | 評 価 (H26) | 今 後 の 対 応 |
|--------------|---|---|--|
| 6 人権尊重の社会づくり | <p>ひとり親家庭や寡婦の人権が不当な差別や偏見により侵害されることのないよう、あらゆる人の人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育・啓発の取組や、家主や宅地建物取引業の事業者に対する入居制約解消に向けた啓発、企業に対する公正な選考採用に関する啓発を通じて、ひとり親家庭及び寡婦の人権問題への取組を進めていきます。</p> | <p>ひとり親家庭であることから不当な差別を受けることがないよう、人権啓発の研修会やリーフレット等の配布により、情報の発信に努めてきた。</p> <p>ひとり親が抱える問題に対し、社会の理解が進むよう啓発を行っていき、また、その他不当な差別が行われないように、継続して人権問題に取り組んでいく必要があるとともに、地域全体での子育て支援の啓発を行う必要がある。</p> | <p>○近年DV被害の増加に伴い、ひとり親家庭となる事例もあることから、研修会の開催やリーフレットの配布など、暴力を許さない社会の形成に向けた取組を行っていく。</p> <p>○子育てに対する不安の解消や地域全体で子育ての輪を広げるよう、子育てに関する情報の発信やシンポジウムの開催などを行っていく。</p> |

(参考) 第Ⅱ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画(平成23～26年度)の事業評価

1 相談機能の充実

(1) 相談事業の実施

① ひとり親家庭支援員等による相談事業の実施

| | | | | | | | |
|---|---------------------------------|--|--------|--|--------|----------------|-------|
| 事業名 | ひとり親家庭支援員設置事業 | | | 開始年度 | 昭和28年度 | | |
| 関係機関 | 県・市 | | | 担当課等 | 子育て支援課 | | |
| 事業概要 | ひとり親家庭又は寡婦の相談に応じ、その自立に必要な支援を行う。 | | | | | | |
| 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | |
| 決算 | 19,687 | 決算 | 20,369 | 決算 | 19,332 | 決算 | — |
| 実 | 績 | 実 | 績 | 実 | 績 | 実 | 施 予 定 |
| 各保健福祉事務所に15名配置 平成23年度相談件数：3,353件 (相談内容：母子寡婦福祉資金,児童の養育,DV等) | | 各保健福祉事務所に15名配置 平成24年度相談件数：2,873件 (相談内容：母子寡婦福祉資金,児童の養育,DV等) | | 各保健福祉事務所に15名配置 平成25年度相談件数：2,460件 (相談内容：母子寡婦福祉資金,児童の養育,DV等) | | 各保健福祉事務所に15名配置 | |
| <p>評 価</p> <p>相談内容については、母子父子寡婦福祉資金の貸付に係る相談のほか、就労やDV等の問題など複雑で多様化していることから、事業の必要性は高く、一定の事業効果を達成している。相談件数も多いため、相談員の専門性を高めつつ、引き続き事業を実施していく。母子及び父子並びに寡婦福祉法において、一般市にも設置が可能となっているが、県内で設置している市は、大崎市と岩沼市のみであり、一般市への設置の促進が課題である。</p> | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|----------------------------|---|-----|---|--------|---|-------|
| 事業名 | 母子父子家庭等特別相談事業 | | | 開始年度 | — | | |
| 関係機関 | 県 | | | 担当課等 | 子育て支援課 | | |
| 事業概要 | 法律相談を中心とし、弁護士が無料で面接相談に応じる。 | | | | | | |
| 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | |
| 決算 | 315 | 決算 | 378 | 決算 | 378 | 決算 | — |
| 実 | 績 | 実 | 績 | 実 | 績 | 実 | 施 予 定 |
| 母子福祉センター(年12回), 各保健福祉事務所(年3回×2カ所) 相談件数27件 | | 母子福祉センター(年12回), 各保健福祉事務所(年4回×3カ所) 相談件数29件 | | 母子福祉センター(年12回), 各保健福祉事務所(年4回×3カ所) 相談件数26件 | | 母子・父子福祉センター(年12回), 各保健福祉事務所(年4回×3カ所) | |
| <p>評 価</p> <p>法律上の問題に対し、無料で専門的な助言を得られる重要な機会であるが、相談件数が減少傾向にあり、県民への周知方法を検討する必要がある。養育費等の法律に関わる問題は弁護士の専門的な相談が必要であり、継続して実施していく。</p> | | | | | | | |

1 相談機能の充実

(1) 相談事業の実施

① ひとり親家庭支援員等による相談事業の実施

| | | | | | | | |
|--|---|--|---|-------|---|----|--------|
| 事業名 | 男女共同参画相談事業 | | | 開始年度 | 平成13年度 | | |
| 関係機関 | 県 | | | 担当課等 | 共同参画社会推進課 | | |
| 事業概要 | 「みやぎ男女共同参画相談室」を設置し、家庭、地域、職場などでの人間関係を含む様々な男女共同参画に関する相談を受け付ける。 | | | | | | |
| | 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 |
| 決算 | 6,171 | | 決算 | 7,065 | | 決算 | 6,384 |
| 実績 | 実績 | | 実績 | | 実績 | | 実施予定 |
| 電話相談及び面接相談（月～金） 相談員2名 相談件数830件 法律相談月1回（第4木曜） 女性弁護士 相談件数41件 男性相談月1回（第4火曜） 相談件数5件 | 電話相談及び面接相談（月～金） 相談員2名 相談件数575件 法律相談月1回（第4木曜） 女性弁護士 相談件数38件 男性相談月1回（水曜） 相談件数20件 | | 電話相談及び面接相談（月～金） 相談員2名 相談件数885件 法律相談月1回（第4木曜） 女性弁護士 相談件数49件 男性相談月1回（水曜） 相談件数43件 | | 電話相談及び面接相談（月～金） 相談員2名 法律相談月1回（第4木曜） 女性弁護士 男性相談月1回（水曜） | | |
| 評価 | <p>平成23年9月から「東日本大震災心の相談ホットライン・みやぎ」（内閣府共催）を併設し相談に対応したため、平成24年度の相談件数が減少した。平成26年度から内閣府事業は沿岸部での面接相談を充実することとし、無料の電話相談を終了したことから、気軽に相談できる電話相談の必要性は高まると考えている。</p> <p>また、平成23年度から実施した男性相談員による男性相談は、件数は少ないものの、相談件数は増加しており、必要性は高いものと考えている。</p> | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|---|--|---|-------|------------------------------|----|--------|
| 事業名 | 心のケアチーム巡回相談事業 | | | 開始年度 | 平成23年度 | | |
| 関係機関 | 県 | | | 担当課等 | 子育て支援課 | | |
| 事業概要 | 児童精神科医・臨床心理士等による「宮城県子ども心のケアチーム」が沿岸市町を中心に巡回相談を行い、医療的なケアを含めた支援を提供する。 | | | | | | |
| | 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 |
| 決算 | 6,489 | | 決算 | 9,154 | | 決算 | 8,576 |
| 実績 | 実績 | | 実績 | | 実績 | | 実施予定 |
| 避難所を中心に訪問 延べ訪問日数：217日 延べ訪問か所：425か所 | 幼稚園・保育所を中心に訪問 延べ訪問日数：210日 延べ訪問か所：227か所 | | 小中学校を中心に訪問 延べ訪問日数：135日 延べ訪問か所：188か所 | | 引き続き小中学校を中心に訪問し、 定点診療等を実施 | | |
| 評価 | <p>訪問先から再訪を望まれるなど、「宮城県子ども心のケアチーム」活動による子どもの心のケアの推進は確実に効果を上げている。震災当時就学していなかった子どもが徐々に就学していく状況にあるため、学校等の教育機関との連携強化を図り、今後中長期的に子どもの心のケアを推進していく。</p> | | | | | | |

| | | | | | | | |
|----------------------------------|---|-----------------------------------|-------|---------------------------------|-------|--------------------------------|---|
| 事業名 | 心の健康サポート事業 | | 開始年度 | 平成23年度 | | | |
| 関係機関 | 県 | | 担当課等 | 子育て支援課 | | | |
| 事業概要 | 市町が実施する3歳児健診の会場へ臨床心理士を派遣し、ひとり親家庭等の様々な相談に対応する。 | | | | | | |
| 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | |
| 決算 | 6,489 | 決算 | 9,154 | 決算 | 8,576 | 決算 | — |
| 実績 | | 実績 | | 実績 | | 実施予定 | |
| 3市4町に派遣 延べ実施回数：89回 186人を派遣 | | 3市6町に派遣 延べ実施回数：171回 171人を派遣 | | 2市5町に派遣 延べ実施回数：84回 84人を派遣 | | 1市5町で実施する3歳児健診の会場へ延べ53回、53人を派遣 | |
| 評価 | 健診の対象児童の保護者に対し、事前に「心の健康問診票」を配布し、子どもの様子について聞き取り、個別面談の希望の有無等について確認している。個別面談を希望する保護者が多く、保護者に対する助言等により子どもの心のケアが図られている。今後も希望する市町への派遣を継続していく。 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--------|---|--------|------|-----------------------------------|-------|--------------|---|
| 事業名 | 震災遺児家庭等支援事業 | | 開始年度 | 平成24年度 | | | |
| 関係機関 | 県 | | 担当課等 | 子育て支援課 | | | |
| 事業概要 | 震災遺児・孤児家庭にアンケート調査を行い、支援ニーズの調査を行う。また、震災遺児・孤児家庭を対象とし、交流会や講演会を実施する。 | | | | | | |
| 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | |
| 決算 | — | 決算 | — | 決算 | 3,258 | 決算 | — |
| 実績 | | 実績 | | 実績 | | 実施予定 | |
| 未実施 | | 未実施 | | 気仙沼保健福祉事務所、東部保健福祉事務所にて、研修会・交流会を実施 | | 今後も継続して事業を実施 | |
| 評価 | 震災遺児家庭等を対象とした交流会を開催することにより、同じ境遇のひとり親家庭との交流を図る機会となっている。今後もアンケート調査等により支援ニーズを把握しながら、継続して事業を実施していく。 | | | | | | |

1 相談機能の充実

(1) 相談事業の実施

② 休日相談事業の実施

| | | | | | | | |
|--|---|---|------|---|-----|---|----|
| 事業名 | 母子父子家庭等電話相談事業 | | 開始年度 | — | | | |
| 関係機関 | 県 | | 担当課等 | 子育て支援課 | | | |
| 事業概要 | 日々の就労により、平日の相談が困難なひとり親家庭及び寡婦に対し、日曜日を相談日として相談を受け付ける。 | | | | | | |
| 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | |
| 決算 | 392 | 決算 | 392 | 決算 | 392 | 決算 | — |
| 実績 | | 実績 | | 実績 | | 実施 | 予定 |
| 各日曜日に相談窓口を開設 相談件数：112件 (相談内容：就職,家庭内紛争,母子福祉施設等) | | 各日曜日に相談窓口を開設 相談開設日数：51日 相談件数：99件 (相談内容：就職,家庭内紛争,母子福祉施設等) | | 各日曜日に相談窓口を開設 相談開設日数：50日 相談件数：50件 (相談内容：就職,家庭内紛争,母子福祉施設等) | | 各日曜日に相談窓口を開設 (相談内容：就職,家庭内紛争,母子福祉施設等) | |
| 評価 | 各日曜日に相談窓口を開設することにより、就労等のため平日に相談が難しいひとり親家庭からの相談に応じているが、相談件数が減少傾向にあるため、周知方法を検討する必要がある。平日の相談が難しい場合の貴重な相談手段のとなることから、継続して実施していく。 | | | | | | |

(2) 情報提供の充実

① ひとり親家庭及び寡婦に対する情報提供の充実

| | | | | | | | |
|--------------------------|---|--------------------------|--------|------------------------------|--------|------------------------------|----|
| 事業名 | リーフレット等の配布 | | 開始年度 | 平成23年度 | | | |
| 関係機関 | 県 | | 担当課等 | 子育て支援課 | | | |
| 事業概要 | 委託事業として、被災した子どもの心のケアに関する保護者向けのリーフレット等を作成し、各市町村等に配布する。 | | | | | | |
| 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | |
| 決算 | 6,489 | 決算 | 26,553 | 決算 | 34,400 | 決算 | — |
| 実績 | | 実績 | | 実績 | | 実施 | 予定 |
| 保護者向けリーフレット 30,000部作成 | | 保護者向けパンフレット 30,000部作成 | | 保護者向けパンフレット2種類 各10,000部作成 | | 保護者向け及び教職員向けパンフレット各30,000部作成 | |
| 評価 | 災害後の子どもの心の状態とその対処方法については、十分周知されているとはいえないため、専門家による監修のもとに作成されたリーフレット等による周知は効果があったものと考えられる。阪神・淡路大震災後、心のケアを要する子どもの数は、3年後がピークであったとの報告もあり、時間の経過に見合ったリーフレット等による周知を今後も継続していく。 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|------|--|--|------|---|-----|--|---|
| 事業名 | ひとり親家庭支援制度の広報 | | 開始年度 | — | | | |
| 関係機関 | 県・市町村 | | 担当課等 | 子育て支援課 | | | |
| 事業概要 | ひとり親家庭及び寡婦に対し、相談窓口や福祉施策などの情報を、県政だよりやひとり親家庭支援ブックにより提供する。とりわけ父子家庭に対しては、子育て支援の情報等が得やすいよう情報提供に努める。 | | | | | | |
| | 平成23年度 | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | |
| 決算 | — | 決算 | 165 | 決算 | 777 | 決算 | — |
| 実績 | — | 実績 | — | 実績 | — | 実施 | — |
| 情報提供 | 県政だより等による講習会日程等の情報提供 | ひとり親家庭支援ほっとブック 4,200部作成 県政だより等による講習会日程等の情報提供 | | ひとり親家庭支援ほっとブック 19,000部作成 県政だより等による講習会日程等の情報提供 | | ひとり親家庭支援ほっとブック 13,000部作成 県政だより等による講習会日程等の情報提供を実施 | |
| 評価 | 宮城県母子・父子福祉センターの指定管理者である公益財団法人宮城県母子福祉連合会と連携し、就業支援講習会等の日程について、県政だより等に掲載し情報の提供を行った。 また、相談窓口、利用可能なサービス等の情報について「ひとり親家庭支援ほっとブック」やホームページに掲載し周知を図っている。引き続き積極的に情報発信を図っていく。 | | | | | | |

2 子育てや生活の支援

(1) 仕事と子育ての両立支援の促進

① 保育所、放課後児童クラブの優先入所・利用の促進

| | | | | | | | |
|------|---|---|------|---|---|---|---|
| 事業名 | 保育所の優先入所等 | | 開始年度 | — | | | |
| 関係機関 | 県・市町村 | | 担当課等 | 子育て支援課 | | | |
| 事業概要 | ひとり親家庭の親が就業や求職活動、職業訓練を行う際に、安心して子育てができるよう、保育所への優先的入所に努める。 | | | | | | |
| | 平成23年度 | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | |
| 決算 | — | 決算 | — | 決算 | — | 決算 | — |
| 実績 | — | 実績 | — | 実績 | — | 実施 | — |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・保育所数 228箇所 ・定員 17,149人 ・入所児童数 — (平成23年4月1日現在) | <ul style="list-style-type: none"> ・保育所数 224箇所 ・定員 17,154人 ・入所児童数 16,660人 (平成24年4月1日現在) | | <ul style="list-style-type: none"> ・保育所数 229箇所 ・定員 17,944人 ・入所児童数 17,071人 (平成25年4月1日現在) | | <ul style="list-style-type: none"> ・保育所数 235箇所 ・定員 18,605人 ・入所児童数 17,628人 (平成26年4月1日現在) | |
| 評価 | 実施主体である市町村において、入所児童の選考を行う際に用いる選考基準の点数化の際に加点処理を行うなど、ひとり親家庭が優先的に入所できるよう配慮されている。 | | | | | | |

2 子育てや生活の支援

(1) 仕事と子育ての両立支援の促進

① 保育所、放課後児童クラブの優先入所・利用の促進

| | | | | | | | |
|---------------|---|---------------|---------|---------------|---------|---------------|----|
| 事業名 | 放課後児童クラブの優先利用 | | | 開始年度 | — | | |
| 関係機関 | 市町村 | | | 担当課等 | 子育て支援課 | | |
| 事業概要 | 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る。 | | | | | | |
| 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | |
| 決算 | 257,894 | 決算 | 282,269 | 決算 | 324,959 | 決算 | — |
| 実績 | | 実績 | | 実績 | | 実施 | 予定 |
| ・運営費補助：187クラブ | | ・運営費補助：196クラブ | | ・運営費補助：201クラブ | | ・運営費補助：215クラブ | |
| 評価 | <p>ひとりの親家庭の優先入所については、多くの市町で優先入所の制度があり、ひとり親家庭に対する支援はできている。なお、制度がない市町村については、利用にあたり選考を要する必要があることが主な理由となっている。</p> | | | | | | |

② 多様な保育サービスの提供の促進

| | | | | | | | |
|---|--|---|---|---|--------|--|----|
| 事業名 | 多様な保育サービスの提供 | | | 開始年度 | — | | |
| 関係機関 | 県・市町村 | | | 担当課等 | 子育て支援課 | | |
| 事業概要 | ひとりの親の就業状況に応じ、延長保育、一時保育、特定保育等の多様なサービスを提供する。また、障害児保育の実施や病児・病後保育、地域子育て支援センター等の多様な保育サービスの提供を促進する。 | | | | | | |
| 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | |
| 決算 | — | 決算 | — | 決算 | — | 決算 | — |
| 実績 | | 実績 | | 実績 | | 実施 | 予定 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・一時保育 箇所数 68箇所 ・特定保育 箇所数 10箇所 ・地域子育て支援センター 箇所数 58箇所 | | <ul style="list-style-type: none"> ・一時保育 箇所数 70箇所 ・特定保育 箇所数 10箇所 ・地域子育て支援センター 箇所数 64箇所 | | <ul style="list-style-type: none"> ・一時保育 箇所数 71箇所 ・特定保育 箇所数 13箇所 ・地域子育て支援センター 箇所数 66箇所 | | <ul style="list-style-type: none"> ・特定保育 箇所数 15箇所 | |
| 評価 | <p>保育所への選考基準において加点処理するなどの具体的な対応策を明確化している市町村は少ないが考慮されている。なお、明確化されていない市町村では、保育サービスの利用にあたり選考を要する必要があることが主な理由となっている。</p> | | | | | | |

③ ファミリー・サポート・センター事業の促進

| | | | | | | | |
|------|---|--|---------------------------------------|-------|-------------------------------|----|---------------------------|
| 事業名 | 「仕事」と「家庭」両立支援事業 | | | 開始年度 | 平成13年度 | | |
| 関係機関 | 県 | | | 担当課等 | 雇用対策課 | | |
| 事業概要 | 地域住民の間で、育児や子育てに関する相互援助活動を行う会員組織であるファミリー・サポート・センターの市町村設置を促進する。(立上後3年間補助) | | | | | | |
| | 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 |
| 決算 | 910 | | 決算 | 1,260 | | 決算 | — |
| 実績 | 実績 | | 実績 | | 実績 | | 実施予定 |
| | 県内センター設置数14箇所 ※補助対象市町村：岩沼市、柴田町 | | 県内センター設置数15箇所 ※補助対象市町村：岩沼市、柴田町、利府町 | | 県内センター設置数16箇所 ※補助対象市町村：富谷町 | | 県内センター設置数16箇所 巨理町が新設予定 |
| 評価 | ファミリー・サポート・センターの設置・充実、仕事と家庭を両立できる環境の整備に資するものであり、ニーズに応じて設置・運営を支援していく。 | | | | | | |

(2) 市町村におけるひとり親家庭福祉事業の促進

① ひとり親家庭等日常生活支援事業

| | | | | | | | |
|------|--|--|---|------|--|----|--------------|
| 事業名 | ひとり親家庭等日常生活支援事業 | | | 開始年度 | 平成18年度 | | |
| 関係機関 | 県・市町村 | | | 担当課等 | 子育て支援課 | | |
| 事業概要 | ひとり親家庭及び寡婦が、自立を促進するために必要な事由や疾病等の事由により、一時的に家事援助・育児等の日常生活に支障が生じた場合に、家庭生活支援員をひとり親家庭及び寡婦の居宅に派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において子どもの世話等を行う。 | | | | | | |
| | 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 |
| 決算 | 231 | | 決算 | 344 | | 決算 | — |
| 実績 | 実績 | | 実績 | | 実績 | | 実施予定 |
| | 名取市、塩竈市で実施 派遣等実件数：4件 派遣等延べ件数：97件 | | 名取市、塩竈市で実施 派遣等実件数：4件 派遣等延べ件数：143件 | | 名取市、塩竈市で実施 派遣等実件数：2件 派遣等延べ件数：89件 | | 名取市、塩竈市で実施予定 |
| 評価 | 日常生活の支援は、ひとり親家庭に対する効果的な支援であり、また必要性の高い事業であることから、実施市町村の拡大により、支援体制の整備を図っていく必要がある。今後各市町村に事業の実施を推進していく。 | | | | | | |

2 子育てや生活の支援

(2) 市町村におけるひとり親家庭福祉事業の促進

② 子育て短期支援事業

| | | | | | | | | |
|---------------------|--|--|---------------------|------|---------------------|----|---------------------|--|
| 事業名 | 子育て短期支援事業 | | | 開始年度 | 平成15年度 | | | |
| 関係機関 | 市 | | | 担当課等 | 子育て支援課 | | | |
| 事業概要 | <p>保護者の疾病や仕事等の事由により、子どもの養育が一時的に困難となった場合や緊急一時的に保護を必要とする場合、又は育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童養護施設等で短期間預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業を実施する。</p> <p>保護者が仕事等の理由により帰宅が夜間にわたる場合や休日の勤務などの場合、児童養護施設、里親等で預かる夜間養護等（トワイライト）事業を実施する。</p> | | | | | | | |
| | 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | |
| 決算 | — | | 決算 | — | | 決算 | — | |
| 実績 | 実績 | | 実績 | | 実績 | | 実施予定 | |
| 気仙沼市で実施 実施施設：1施設 | 気仙沼市で実施 実施施設：1施設 | | 気仙沼市で実施 実施施設：1施設 | | 気仙沼市で実施 実施施設：1施設 | | 気仙沼市で実施 実施施設：1施設 | |
| 評価 | <p>ひとり親家庭の親のほとんどが就労していることから、疾病や仕事上の理由から子どもを養育することができない場合に一時的に児童養護施設等に預かってもらう本事業は、必要性が高く、今後はより充実させていくことが必要である。</p> <p>今後も市に対する支援を継続していくとともに、里親等による事業実施について引き続き検討していく必要がある。</p> | | | | | | | |

(3) 母子生活支援施設の機能の充実

① 母子生活支援施設への入所支援

| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--------|---|----|--------|--|
| 事業名 | — | | | 開始年度 | — | | | |
| 関係機関 | 県・市 | | | 担当課等 | 子育て支援課 | | | |
| 事業概要 | <p>配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情のある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けると認める場合、当該母子を入所させて、保護するとともに必要な生活指導を行い自立促進のために生活を支援する。</p> | | | | | | | |
| | 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | |
| 決算 | 69,757 | | 決算 | 75,350 | | 決算 | 81,072 | |
| 実績 | 実績 | | 実績 | | 実績 | | 実施予定 | |
| 施設数：県内6施設 入所世帯：76世帯 入所人員：214人 (平成23年4月1日) | 施設数：県内6施設 入所世帯：73世帯 入所人員：205人 (平成25年4月1日) | | 施設数：県内6施設 入所世帯：76世帯 入所人員：208人 (平成21年4月1日現在) | | 施設数：県内6施設 入所世帯：69世帯 入所人員：192人 (平成26年3月31日) | | | |
| 評価 | <p>母子生活支援施設への保護の実施は、DVや離婚等により経済的に自立が困難となった母子世帯が、安定した生活を送るために必要な事業であり、今後も関係機関と連携を図りながら、継続して事業を実施していく。</p> | | | | | | | |

② 母子生活支援施設の機能拡充の促進

| | | | | | | | | |
|--|--|--|------|--|--|--|----|--|
| 事業名 | — | | 開始年度 | — | | | | |
| 関係機関 | 県（県立の母子生活支援施設のみ記載） | | 担当課等 | 子育て支援課 | | | | |
| 事業概要 | 小規模分園型（サテライト型）母子自立支援施設を設置促進する。 母子生活支援施設の機能を活用する。 | | | | | | | |
| 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | | |
| 決算 | — | | 決算 | — | | 決算 | — | |
| 実績 | 実績 | | 実績 | 実績 | | 実施 | 予定 | |
| 広域入所世帯 入所世帯：1世帯 入所人員：2人 （平成23年4月1日現在） | | 広域入所世帯 入所世帯：1世帯 入所人員：2人 （平成24年4月1日現在） | | 広域入所世帯 入所世帯：2世帯 入所人員：9人 （平成25年4月1日現在） | | 広域入所世帯 入所世帯：2世帯 入所人員：9人 （平成26年4月1日現在） | | |
| 評価 | DV被害者の安全確保を図るため、避難先として、母子生活支援施設での広域的な受け入れは今後も必要な事業である。なお、小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設の必要性については、今後検討していく。 | | | | | | | |

(4) 生活基盤の確保

① 県営住宅入居の優遇措置の推進

| | | | | | | | | |
|--|---|--|------|--|--|-------------------|----|--|
| 事業名 | 県営住宅入居の優遇措置 | | 開始年度 | 平成13年度 | | | | |
| 関係機関 | 県 | | 担当課等 | 住宅課 | | | | |
| 事業概要 | 住宅に困窮するひとり親世帯等について当選確率を2倍とする抽選倍率の優遇措置、児童を3人以上扶養している世帯など特定の世帯のみが申込みできる特別割当住宅の募集、及び就業が困難なひとり親世帯等著しく収入の少ない入居世帯に対する家賃減免を実施する。 | | | | | | | |
| 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | | |
| 決算 | — | | 決算 | — | | 決算 | — | |
| 実績 | 実績 | | 実績 | 実績 | | 実施 | 予定 | |
| 募集戸数：370戸 入居戸数：278戸 （うち母子・父子世帯：55世帯） 応募者数：1567戸 （うち母子・父子世帯：352戸） | | 募集戸数：433戸 入居戸数：364戸 （うち母子・父子世帯：86世帯） 応募者数：3337戸 （うち母子・父子世帯：815戸） | | 募集戸数：571戸 入居戸数：453戸 （うち母子・父子世帯：89世帯） 応募者数：3494戸 （うち母子・父子世帯：899戸） | | 引き続き抽選倍率の優遇措置等を実施 | | |
| 評価 | ひとりの親世帯数の応募割合をみると、微増傾向があることから優遇措置を行う意義がある。そして、優遇措置により、約2割入居していることから、一定の効果があつたといえる。引き続き優遇措置等を実施していく。 | | | | | | | |

2 子育てや生活の支援

(4) 生活基盤の確保

② 住居の確保対策

| | | | | | | | | | | | |
|--------|--|----------|------|----------|--|---------------|----|----|----|----|--|
| 事業名 | 身元保証人確保対策事業 | | 開始年度 | 平成20年度 | | | | | | | |
| 関係機関 | 県 | | 担当課等 | 子育て支援課 | | | | | | | |
| 事業概要 | 母子生活支援施設や婦人保護施設に入所している女性や子どもが、施設を退所して社会的に自立した生活を行おうとする場合に、施設長等が保証人になった場合の保険料について補助し、就職やアパート等の賃貸が困難となる者を支援する。 | | | | | | | | | | |
| 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | | | | | |
| 決算 | 0 | | 決算 | 28 | | 決算 | 22 | | 決算 | — | |
| 実績 | | 実績 | | 実績 | | 実績 | | 実施 | | 予定 | |
| 利用実績なし | | 2人(24月分) | | 2人(16月分) | | 4人(48月分)を実施予定 | | | | | |
| 評価 | 児童養護施設等を退所した児童等が自立するためには、必要な支援であり、同事業の周知に努めるとともに、制度の適正な運用に努める。 | | | | | | | | | | |

3 就業支援

(1) 母子父子家庭等就業・自立支援センター事業の実施

① ひとり親家庭の親の就業支援事業

| | | | | | | | | | | | |
|--|---|---|------|--|--|--|-------|----|----|----|--|
| 事業名 | 母子父子家庭等就業・自立支援センター事業 | | 開始年度 | 平成16年度 | | | | | | | |
| 関係機関 | 県 | | 担当課等 | 子育て支援課 | | | | | | | |
| 事業概要 | 公共職業安定所等との連携による就業相談、企業への雇用啓発や求人開拓などの就業促進活動、ひとり親家庭支援員等相談関係者への就業支援研修などの活動支援を実施する。 また、求職者の就業支援バンクを開設し、求職登録の登録者に対する求人情報や講習会開催情報などの提供を行う。 | | | | | | | | | | |
| 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | | | | | |
| 決算 | 7,931 | | 決算 | 7,931 | | 決算 | 7,931 | | 決算 | — | |
| 実績 | | 実績 | | 実績 | | 実績 | | 実施 | | 予定 | |
| ■就業促進活動 求人数：14件 就業支援バンク登録数143件 就業相談件数：572件 就職件数54件 ■就職支援セミナー 9回開催受講者数：91名 ■母子家庭等就業支援講習会 ホームヘルパー2級受講者：35名 経理簿記受講者：5名 パソコン講習受講者：34名 | | ■就業促進活動 企業等への訪問：2件 求人数：70件 就業支援バンク登録数162件 就業相談件数：920件 就職件数18件 ■就職支援セミナー 9回開催受講者数：204名 ■母子家庭等就業支援講習会 ホームヘルパー2級受講者：48名 経理簿記受講者：6名 パソコン講習受講者：53名 | | ■就業促進活動 企業等への訪問、文書依頼：12件 求人数：185件 就業支援バンク登録数143件 就業相談件数：632件 就職件数12件 ■就職支援セミナー 9回開催受講者数：172名 ■母子家庭等就業支援講習会 介護職員初任者研修受講者：47名 パソコン講習受講者：39名 | | 就職支援セミナー、ひとり親家庭等就業支援講習会(介護職員初任者研修・パソコン講習)を継続して実施 | | | | | |
| 評価 | 効果的な就業支援を行うため、就業相談から技能講習、就業情報の提供に至るまでの、一貫した就労支援サービスを提供している。 就職に結びつきやすい資格取得や求職活動等に直接必要な知識等を習得する事業であり、効率的な運用を図りながら継続して実施していく。 | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|------|---|--------|------|--------|---|--------|----|
| 事業名 | 一般市等就業・自立支援事業 | | 開始年度 | 平成20年度 | | | |
| 関係機関 | 市 | | 担当課等 | 子育て支援課 | | | |
| 事業概要 | 各市の実情に応じ、就業支援事業、就業支援講習会等事業、就業情報提供事業、在宅就業推進事業の中から選択し、事業を行う。 | | | | | | |
| | 平成23年度 | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | |
| 決算 | — | 決算 | — | 決算 | — | 決算 | — |
| 実績 | — | 実績 | — | 実績 | — | 実施 | 予定 |
| 未実施 | | 未実施 | | 未実施 | | 未実施 | |
| 評価 | 県で実施している研修会・セミナーについては、居住地によっては参加が難しい受講希望者もいることから、より多くの受講機会を提供するため、各市における事業の実施を促進していく。 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|-----------------------------------|--|-----------------------------------|------|-----------------------------------|----|-----------|----|
| 事業名 | 自立支援教育訓練給付金事業 | | 開始年度 | 平成17年度 | | | |
| 関係機関 | 県・市 | | 担当課等 | 子育て支援課 | | | |
| 事業概要 | 母子家庭の母、父子家庭の父が就職のために一定の教育訓練を受講した場合に、その費用の20%を支給する。 | | | | | | |
| | 平成23年度 | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | |
| 決算 | 17 | 決算 | 63 | 決算 | 12 | 決算 | — |
| 実績 | — | 実績 | — | 実績 | — | 実施 | 予定 |
| 【県実施分】 支給者数：1名 支給額計：16,530円 | | 【県実施分】 支給者数：4名 支給額計：62,184円 | | 【県実施分】 支給者数：1名 支給額計：11,900円 | | 継続して事業を実施 | |
| 評価 | より良い就職に向けて資格を取得するに当たり、受講費の一部支給は有効な施策であり、より多くの人に活用してもらうため、制度の周知を図っていく必要がある。 | | | | | | |

3 就業支援

(2) より良い就業に向けた能力開発の支援

① ひとり親家庭の親の教育訓練等の支援

| | | | | | | | |
|----------------------------------|---|---------------------------------|-------|-----------------------------------|--------|-----------|-------|
| 事業名 | 高等職業訓練促進給付金等事業 | | | 開始年度 | 平成17年度 | | |
| 関係機関 | 県・市 | | | 担当課等 | 子育て支援課 | | |
| 事業概要 | 看護師や保育士、介護福祉士等の資格の取得を促進するため、養成訓練の期間中、月100,000円（課税世帯は70,500円）を支給する。 | | | | | | |
| 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | |
| 決算 | 9,797 | 決算 | 9,572 | 決算 | 9,527 | 決算 | — |
| 実 | 績 | 実 | 績 | 実 | 績 | 実 | 施 予 定 |
| 【県実施分】 支給者数：16名 支給延月数：78ヶ月 | | 【県実施分】 支給者数：8名 支給延月数：96ヶ月 | | 【県実施分】 支給者数：10名 支給延月数：109ヶ月 | | 継続して事業を実施 | |
| 評価 | 就職に有利な資格の取得を目的とした事業であり、訓練期間中の生活費の保証は有効な施策である。より多くの人に活用してもらうため、制度の周知を図っていく必要がある。 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|---|--|-------|--|---------|---------------------------|-------|
| 事業名 | 離職者等再就職訓練（母子コース） | | | 開始年度 | 平成16年度 | | |
| 関係機関 | 県 | | | 担当課等 | 産業人材対策課 | | |
| 事業概要 | これまで就業機会が少なかった母子家庭の母等を対象にIT関連等の職業訓練を実施する。 | | | | | | |
| 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | |
| 決算 | 2,884 | 決算 | 1,896 | 決算 | 2,949 | 決算 | — |
| 実 | 績 | 実 | 績 | 実 | 績 | 実 | 施 予 定 |
| 訓練科：パソコン基礎科 定員：20人、入校20人、修了16人、就職者4人、就職率25% | | 訓練科：パソコン基礎科 定員：10人、入校9人、修了8人、就職者7人、就職率87.5% | | 訓練科：IT基礎科 定員：23人、入校18名、修了18人、就職者6人、就職率33.3% | | 訓練科：IT基礎科 定員：23人、入校13名 | |
| 評価 | 母子家庭の母は、育児面の制約や就業機会の少なさにより、就職が困難な状況にある。早期に就労し自立した生活安定のためIT関係の訓練を受講することにより、パソコン等の技能や就業意識が向上し就職が有利になるため、今後も継続して事業を実施する。 | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|------|--|--|-------------|---------|--------|----|---------|--|----|---|--|
| 事業名 | 在宅就業支援事業 | | 開始年度 | 平成23年度 | | | | | | | |
| 関係機関 | 県・市 | | 担当課等 | 子育て支援課 | | | | | | | |
| 事業概要 | ひとり親家庭等の在宅就業を推進するため、業務の開拓、仕事の品質管理、従事者の能力開発、相談支援等を一体的取組として実施する。 | | | | | | | | | | |
| | 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | | | | |
| 決算 | 225,487 | | 決算 | 136,156 | | 決算 | 107,159 | | 決算 | — | |
| 実績 | 実績 | | 実績 | | 実績 | | 実績 | | 予定 | | |
| | 宮城県, 仙台市, 石巻市で実施 【県実施分】 受講者: 20人 研修終了者: 18人 | | 仙台市, 石巻市で実施 | | 石巻市で実施 | | 石巻市で実施 | | | | |
| 評価 | 在宅就業は家事育児と両立しやすい就業形態であり、ひとり親の自立へ向けて有効な施策であることから、在宅就業支援の実施について推進していく。 | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|------|--|--|--|-----------|---|----|---|--|----|---|--|
| 事業名 | 「女性のチカラは企業のカ」普及推進事業 | | 開始年度 | 平成21年度 | | | | | | | |
| 関係機関 | 県 | | 担当課等 | 共同参画社会推進課 | | | | | | | |
| 事業概要 | 企業における女性の積極的な登用を促すため、シンポジウムや地域フォーラムを開催し、表彰企業等の取組の事例紹介や情報交換等を行うとともに、女性のチカラを活かす企業認証制度の実施により男女共同参画社会の実現に取り組む。 | | | | | | | | | | |
| | 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | | | | |
| 決算 | 42 | | 決算 | 315 | | 決算 | 523 | | 決算 | — | |
| 実績 | 実績 | | 実績 | | 実績 | | 実績 | | 予定 | | |
| | 「女性のチカラは企業のカ」普及推進サミット及び地域ワークショップは、震災の影響により中止 認証書・認証マーク交付114社 確認書交付133件 | | 「女性のチカラは企業のカ」普及推進シンポジウム開催(1回) 認証書・認証マーク交付87社 確認書交付101件 | | 「女性のチカラは企業のカ」普及推進シンポジウム開催(1回) 「女性のチカラは企業のカ」普及推進地域ワークショップの開催(1回) 認証書・認証マーク交付219社 確認書交付161件 H25からの取組 ゴールド認証企業(認証時のポイントが高い企業)3社 取組宣言書提出92社 | | 「女性のチカラは企業のカ」普及推進シンポジウム開催(1回) 「女性のチカラは企業のカ」普及推進地域ワークショップの開催(1回) 認証書・認証マーク交付 確認書交付等 | | | | |
| 評価 | 普及推進シンポジウム等を開催し、ポジティブ・アクションやワーク・ライフ・バランス推進に向け企業や県民の意識の啓発を図っているものであり、女性の活躍を推進していく上で、継続が必要と考える。また、認証制度について、H25年度に、認証を目指す企業等を対象とした「取組宣言制度」と認証時のポイントが高い企業を「ゴールド認証企業」と位置づける制度を導入するとともに、企業のメリットの見直しを実施した。認証件数は増加しており、企業の関心が高いものと考えられる。 | | | | | | | | | | |

3 就業支援

(3) 母子家庭の母の就業機会創出の支援

① 事業主への啓発活動及び雇用の促進

| | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|--|--|-----------------------|--------|-----------------------|----|-----------------------------|--|------|---|--|
| 事業名 | 職場適応訓練費 | | 開始年度 | 昭和55年度 | | | | | | | |
| 関係機関 | 県 | | 担当課等 | 雇用対策課 | | | | | | | |
| 事業概要 | 母子家庭の母などで働く意思があっても、作業内容や職場環境に慣れるには時間がかかると思われる方を対象に、実際に職場で訓練することで、求職者の知識・技能の習得を容易にさせ、就職を促進する。 | | | | | | | | | | |
| | 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | | | | |
| 決算 | 3,597 | | 決算 | 1,686 | | 決算 | 3,624 | | 決算 | — | |
| 実績 | 実績 | | 実績 | | 実績 | | 実績 | | 実施予定 | | |
| 訓練生は障害者のみで、母子家庭の母の利用はなし。 | 訓練生は障害者のみで、母子家庭の母はなし。 | | 訓練生は障害者のみで、母子家庭の母はなし。 | | 訓練生は障害者のみで、母子家庭の母はなし。 | | 訓練生は障害者のみで、母子家庭の母の利用はない見込み。 | | | | |
| 評価 | 当該事業の実績は障害者のみとなっており、母子家庭の母は他の支援制度を利用しているものと推測される。 | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|--|--------|----------------|----|--------|--|------|---|--|
| 事業名 | ひとり親家庭支援員設置事業【再掲】 | | 開始年度 | 昭和28年度 | | | | | | | |
| 関係機関 | 県・市 | | 担当課等 | 子育て支援課 | | | | | | | |
| 事業概要 | ひとり親家庭又は寡婦の相談に応じ、その自立に必要な支援を行う。 | | | | | | | | | | |
| | 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | | | | |
| 決算 | 19,687 | | 決算 | 20,369 | | 決算 | 19,332 | | 決算 | — | |
| 実績 | 実績 | | 実績 | | 実績 | | 実績 | | 実施予定 | | |
| 各保健福祉事務所に15名配置 平成23年度相談件数：3,353件 (相談内容：母子寡婦福祉資金,児童の養育,DV等) | 各保健福祉事務所に15名配置 平成24年度相談件数：2,873件 (相談内容：母子寡婦福祉資金,児童の養育,DV等) | | 各保健福祉事務所に15名配置 平成25年度相談件数：2,460件 (相談内容：母子寡婦福祉資金,児童の養育,DV等) | | 各保健福祉事務所に15名配置 | | | | | | |
| 評価 | 相談内容については、母子父子寡婦福祉資金の貸付に係る相談のほか、就労やDV等の問題など複雑で多様化していることから、事業の必要性は高く、一定の事業効果を達成している。相談件数も多いため、相談員の専門性を高めつつ、引き続き事業を実施していく。母子及び父子並びに寡婦福祉法において、一般市にも設置が可能となっているが、県内で設置している市は、大崎市と岩沼市のみであり、一般市への設置の促進が課題である。 | | | | | | | | | | |

(4) 地域における就業支援の充実

① ひとり親家庭支援員等による就業支援の実施

| | | | | | | | | |
|--------|---|--------|------|--------|--|-----------|---|--|
| 事業名 | 自立支援プログラム策定事業 | | 開始年度 | 平成20年度 | | | | |
| 関係機関 | 県・市 | | 担当課等 | 子育て支援課 | | | | |
| 事業概要 | 児童扶養手当受給者の自立促進のため、福祉事務所にひとり親家庭支援員を配置し、個々の状況や希望等に応じた自立支援プログラムを策定する。 | | | | | | | |
| 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | | |
| 決算 | 0 | | 決算 | 0 | | 決算 | — | |
| 実績 | | 実績 | | 実績 | | 実施予定 | | |
| 実績なし | | 実績なし | | 実績なし | | 継続して事業を実施 | | |
| 評価 | 近年策定の実績がない事業であるが、ひとり親家庭の個々の実情に合わせた自立支援が可能な施策であり、事業の推進により自立促進が期待できる。今後研修等を実施し、事業を推進していく。 | | | | | | | |

② 就業支援関係者に対する研修の実施

| | | | | | | | | |
|---|---|---|------|---|--|---|---|--|
| 事業名 | — | | 開始年度 | — | | | | |
| 関係機関 | 県 | | 担当課等 | 子育て支援課 | | | | |
| 事業概要 | 母子父子家庭等就業・自立支援センターや公共職業安定所等と連携し、ひとり親家庭支援員等の就業支援関係者に対する研修を実施する。 | | | | | | | |
| 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | | |
| 決算 | — | | 決算 | — | | 決算 | — | |
| 実績 | | 実績 | | 実績 | | 実施予定 | | |
| 母子自立支援員の資質向上のため北海道・東北ブロック母子自立支援員連絡協議会全国母子自立支援員連絡協議会等の各種研修会に参加した。母子自立支援員、家庭相談員、女性相談員等の連携を図るため、各相談員を交えた研修会に参加した。家庭・女性相談員・母子自立支援員研修1回 全国ブロック研修会1回 北海道・東北ブロック研修会1回 母子自立支援員研修1回 | | 母子自立支援員の資質向上のため北海道・東北ブロック母子自立支援員連絡協議会全国母子自立支援員連絡協議会等の各種研修会に参加した。母子自立支援員、家庭相談員、女性相談員等の連携を図るため、各相談員を交えた研修会に参加した。家庭・女性相談員・母子自立支援員研修1回 全国ブロック研修会1回 北海道・東北ブロック研修会1回 母子自立支援員研修1回 | | ひとり親家庭支援員の資質向上のため北海道・東北ブロック母子自立支援員連絡協議会全国母子自立支援員連絡協議会等の各種研修会に参加した。ひとり親家庭支援員、家庭相談員、女性相談員等の連携を図るため、各相談員を交えた研修会に参加した。家庭・女性相談員・ひとり親家庭支援員研修1回 全国ブロック研修会1回 北海道・東北ブロック研修会1回 ひとり親家庭支援員研修1回 | | ひとり親家庭支援員の資質向上のため北海道・東北ブロック母子自立支援員連絡協議会全国母子・父子自立支援員連絡協議会等の各種研修会に参加する。ひとり親家庭支援員、家庭相談員、女性相談員等の連携を図るため、各相談員を交えた研修会に参加する。 | | |
| 評価 | ひとり親家庭の自立を促進するため、ひとり親家庭支援員の資質向上が必要である。今後、研修受講機会の充実を図るとともに、関係機関との連携をいっそう図っていく。 | | | | | | | |

3 就業支援

(5) 母子・父子福祉団体等に対する支援

① 無料職業紹介事業を行う母子・父子福祉団体等への支援

| | | | | | | | |
|---|---|---|-------|--|--------|-----------|---|
| 事業名 | 母子父子家庭等就業・自立支援センター事業【再掲】 | | | 開始年度 | 平成16年度 | | |
| 関係機関 | 県 | | | 担当課等 | 子育て支援課 | | |
| 事業概要 | 公共職業安定所等との連携による就業相談、企業への雇用啓発や求人開拓などの就業促進活動、ひとり親家庭支援員等相談関係者への就業支援研修などの活動支援を実施する。 また、求職者の就業支援バンクを開設し、求職登録の登録者に対する求人情報や講習会開催情報などの提供を行う。 | | | | | | |
| 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | |
| 決算 | 7,931 | 決算 | 7,931 | 決算 | 7,931 | 決算 | — |
| 実績 | | 実績 | | 実績 | | 実施予定 | |
| 就業促進活動 求人数：14件 就業支援バンク登録数143件 就業相談件数：572件 就職件数54件 ※震災の影響で活動は低調となった | | 就業促進活動 企業等への訪問：2件 求人数：70件 就業支援バンク登録数162件 就業相談件数：920件 就職件数18件 | | 就業促進活動 企業等への訪問、文書依頼：12件 求人数：185件 就業支援バンク登録数143件 就業相談件数：632件 就職件数12件 | | 継続して事業を実施 | |
| 評価 | 効果的な就業支援を行うため、就業相談から技能講習、就業情報の提供に至るまでの、一貫した就労支援サービスを提供している。 就職に結びつきやすい資格取得や求職活動等に直接必要な知識等を習得する事業であり、効率的な運用を図りながら継続して実施していく。 | | | | | | |

② 母子・父子福祉団体への事業発注の促進

| | | | | | | | |
|--|--|--|--------|--|--------|---|---|
| 事業名 | 宮城県母子・父子福祉センター管理事業 | | | 開始年度 | 平成16年度 | | |
| 関係機関 | 県 | | | 担当課等 | 子育て支援課 | | |
| 事業概要 | 宮城県母子・父子福祉センターの管理運営業務を行う指定管理者を選定し、指定する。 | | | | | | |
| 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | |
| 決算 | 16,692 | 決算 | 16,600 | 決算 | 16,600 | 決算 | — |
| 実績 | | 実績 | | 実績 | | 実施予定 | |
| 宮城県母子福祉センターの管理運営業務を行う指定管理者として、財団法人宮城県母子福祉連合会を指定した。 (平成21年度から平成23年度まで) | | 宮城県母子福祉センターの管理運営業務を行う指定管理者として、財団法人宮城県母子福祉連合会を指定した。 (平成24年度から平成26年度まで) | | 宮城県母子福祉センターの管理運営業務を行う指定管理者として、財団法人宮城県母子福祉連合会を指定した。 (平成24年度から平成26年度まで) | | 宮城県母子・父子福祉センターの管理運営業務を行う指定管理者として、財団法人宮城県母子福祉連合会を指定した。 (平成24年度から平成26年度まで) | |
| 評価 | 母子・父子福祉センターの指定管理者として公益財団法人宮城県母子福祉連合会を指定し、事業を実施している。事業内容及び事業実施体制を精査し、引き続き事業を実施していく。 | | | | | | |

4 養育費の確保

(1) 広報・啓発活動の推進

| | | | | | |
|-------------------------------|--|---|--------|--------|---|
| 事業名 | リーフレット等の配布 | | 開始年度 | — | |
| 関係機関 | 県 | | 担当課等 | 子育て支援課 | |
| 事業概要 | 事業主の養育費の給与天引きに関する理解が得られるよう啓発に努めるとともに、県民に養育費についての理解が広がるよう、広報・啓発活動を推進する。 | | | | |
| | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| 決算 | — | 決算 165 | 決算 777 | 決算 | — |
| 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 実施予定 | |
| 養育費に係るリーフレット等の配布による広報・啓発活動の実施 | 養育費に係るリーフレット等の配布による広報・啓発活動の実施 ひとり親家庭支援ほっとブックを4,200部作成 | 養育費に係るリーフレット等の配布による広報・啓発活動の実施 ひとり親家庭支援ほっとブックを19,000部作成 | | | |
| 評価 | 養育費はひとり親家庭の生活の安定及びひとり親家庭で育つ子どものすこやかな成長を促すことから、養育費支援センターや母子父子家庭等就業・自立支援センターと連携し、今後も広報・啓発活動を行っていく。 | | | | |

(2) 相談体制の充実

| | | | | | |
|---|--|---|--------|--------|---|
| 事業名 | 母子父子家庭等特別相談事業【再掲】 | | 開始年度 | — | |
| 関係機関 | 県 | | 担当課等 | 子育て支援課 | |
| 事業概要 | 法律相談を中心とし、弁護士が無料で面接相談に応じる。 | | | | |
| | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| 決算 | 378 | 決算 378 | 決算 378 | 決算 | — |
| 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 実施予定 | |
| 母子福祉センター(年12回)、各保健福祉事務所(年3回×2カ所) 相談件数27件 | 母子福祉センター(年12回)、各保健福祉事務所(年4回×3カ所) 相談件数29件 | 母子福祉センター(年12回)、各保健福祉事務所(年4回×3カ所) 相談件数26件 | | | |
| 評価 | 法律上の問題に対し、無料で専門的な助言を得られる重要な機会であるが、相談件数が減少傾向にあり、県民への周知方法を検討する必要がある。養育費等の法律に関わる問題は弁護士の専門的な相談が必要であり、継続して実施していく。 | | | | |

4 養育費の確保

(2) 相談体制の充実

| | | | | | | | |
|--|---|---|-------|---|-------|---|---|
| 事業名 | 男女共同参画相談事業【再掲】 | | 開始年度 | 平成13年度 | | | |
| 関係機関 | 県 | | 担当課等 | 共同参画社会推進課 | | | |
| 事業概要 | 「みやぎ男女共同参画相談室」を設置し、家庭、地域、職場などでの人間関係を含む様々な男女共同参画に関する相談を受け付ける。 | | | | | | |
| 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | |
| 決算 | 6,171 | 決算 | 7,065 | 決算 | 6,384 | 決算 | — |
| 実績 | | 実績 | | 実績 | | 実施予定 | |
| 電話相談及び面接相談（月～金） 相談員2名 相談件数830件 法律相談月1回（第4木曜） 女性弁護士 相談件数41件 男性相談月1回（第4火曜） 相談件数5件 | | 電話相談及び面接相談（月～金） 相談員2名 相談件数575件 法律相談月1回（第4木曜） 女性弁護士 相談件数38件 男性相談月1回（水曜） 相談件数20件 | | 電話相談及び面接相談（月～金） 相談員2名 相談件数885件 法律相談月1回（第4木曜） 女性弁護士 相談件数49件 男性相談月1回（水曜） 相談件数43件 | | 電話相談及び面接相談（月～金） 相談員2名 法律相談月1回（第4木曜） 女性弁護士 男性相談月1回（水曜） | |
| 評価 | <p>平成23年9月から「東日本大震災心の相談ホットライン・みやぎ」（内閣府共催）を併設し相談に対応したため、平成24年度の相談件数が減少した。平成26年度から内閣府事業は沿岸部での面接相談を充実することとし、無料の電話相談を終了したことから、気軽に相談できる電話相談の必要性は高まると考えている。</p> <p>また、平成23年度から実施した男性相談員による男性相談は、件数は少ないものの、相談件数は増加しており、必要性は高いものと考えている。</p> | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--------|--|--------|------|--------|---|--------|---|
| 事業名 | 養育費相談員の配置 | | 開始年度 | - | | | |
| 関係機関 | 県 | | 担当課等 | 子育て支援課 | | | |
| 事業概要 | 母子父子家庭等就業・自立支援センターに相談員を配置し、国の設置する「養育費相談支援センター」と連携して養育費に関する支援を行う。 | | | | | | |
| 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | |
| 決算 | - | 決算 | - | 決算 | - | 決算 | — |
| 実績 | | 実績 | | 実績 | | 実施予定 | |
| 未実施 | | 未実施 | | 未実施 | | 未実施 | |
| 評価 | <p>ひとり親家庭の所得水準は低い傾向にあり、養育費の取り決めを行っていない家庭が多いことから、母子父子家庭等就業・自立支援センターへの養育費相談員の配置について推進する。</p> | | | | | | |

5 自立へ向けての経済的支援

(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付

| | | | | | | |
|--|---|--|--|--------|----------------------------|--|
| 事業名 | 母子父子寡婦福祉資金貸付金事業 | | 開始年度 | 昭和28年度 | | |
| 関係機関 | 県 | | 担当課等 | 子育て支援課 | | |
| 事業概要 | 母子家庭の母子、父子家庭の父子及び寡婦に対して、各種資金を無利子又は低利子で貸し付け、その自立を図る。平成26年10月1日から対象が拡大され、父子家庭も借受可能となった。 | | | | | |
| | 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | |
| 決算 | 77,853 | | 決算 | 65,489 | | |
| 実績 | 実績 | | 実績 | 実績 | | |
| 平成23年度貸付実績 (母子) 239件77,057,556円 (寡婦) 1件795,000円 合計240件77,852,556円 | 平成24年度貸付実績 (母子) 175件63,011,801円 (寡婦) 2件2,477,000円 合計177件65,488,801円 | | 平成25年度貸付実績 (母子) 169件66,126,112円 (寡婦) 0件0円 合計169件66,126,112円 | | 母子・父子・寡婦等に対し、12種類の資金の貸付を行う | |
| 評価 | ひとり親家庭の自立支援を目的とした貸付制度で、母子家庭・父子家庭・寡婦に対する経済的支援を担う中心的な施策である。引き続き貸付事業を実施していく必要がある。 | | | | | |

(2) 児童扶養手当の給付

| | | | | | | |
|---|---|--|---|-----------|---------------------------------|--|
| 事業名 | 児童扶養手当給付事業 | | 開始年度 | 昭和36年度 | | |
| 関係機関 | 県・市 | | 担当課等 | 子育て支援課 | | |
| 事業概要 | 父又は母と生計を同じくしていない児童（父又は母が重度の障害者を含む）を監護する母又は父や、母に代わってその児童を監護・養育するものに対し手当を支給し、ひとり親家庭等の生活の安定と自立支援を通じて、児童の健全育成を図る。 | | | | | |
| | 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | |
| 決算 | 1,628,659 | | 決算 | 1,651,600 | | |
| 実績 | 実績 | | 実績 | 実績 | | |
| 受給権者数 3,775人 (平成24年3月31日) ※決算額には、旧法分含まず、事務費等含む | 受給権者数 3,770人 (平成25年3月31日) ※決算額には、旧法分含まず、事務費等含む | | 受給権者数 3,773人 (平成26年3月31日) ※決算額には、旧法分含まず、事務費等含む | | 受給権者数 3,822人 (平成26年6月30日) | |
| 評価 | 平成22年8月から父子家庭が、平成24年8月から父又は母が保護命令を受けた児童が支給対象となり、今後もひとり親家庭等の経済的負担の緩和策として必要性は高く、慎重かつ適正な現状把握・審査が必要となる。 | | | | | |

5 自立へ向けての経済的支援

(3) 母子・父子家庭医療費助成制度の実施

| | | | | | | | |
|------------------------------------|---|--------|------------------------------------|--------|------------------------------------|--------|----|
| 事業名 | 母子・父子家庭医療費助成事業 | | | 開始年度 | 昭和58年度 | | |
| 関係機関 | 市町村 | | | 担当課等 | 子育て支援課 | | |
| 事業概要 | 市町村が母子・父子家庭に医療費を助成した場合、その助成額の2分の1を補助し、母子・父子家庭の自立と児童の健全な育成を図る。 | | | | | | |
| 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | |
| 決算 | 197,459 | 決算 | 202,024 | 決算 | 236,841 | 決算 | — |
| 実績 | 績 | 実績 | 績 | 実績 | 績 | 実施 | 予定 |
| 補助対象者数 45,133人 (平成23年4月1日現在) | 補助対象者数 46,461人 (平成24年4月1日現在) | | 補助対象者数 46,310人 (平成25年4月1日現在) | | 補助対象者数 45,926人 (平成26年4月1日現在) | | |
| 評価 | 補助金額はおおむね横ばいで推移している。 一般家庭に比べ所得水準が比較的低いひとり親家庭の医療費の経済的負担減を図る本制度へのニーズは高く、今後も本事業の必要性は高いと考える。 | | | | | | |

(4) 震災遺児・孤児への給付

| | | | | | | | |
|---|--|--------|--|--------|---------------|--------|----|
| 事業名 | 東日本大震災みやぎこども育英基金支援金・奨学金の給付 | | | 開始年度 | 平成23年度 | | |
| 関係機関 | 県 | | | 担当課等 | 子育て支援課・教育庁総務課 | | |
| 事業概要 | 国内外から寄せられた寄附金を活用し、「東日本大震災みやぎこども育英基金」として積み立て、震災で親をなくした子ども達が安定した生活を送り、希望する進路選択を実現できるよう、支援金・奨学金を支給する。 | | | | | | |
| 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | |
| 決算 | 193,100 | 決算 | 287,260 | 決算 | 262,170 | 決算 | — |
| 実績 | 績 | 実績 | 績 | 実績 | 績 | 実施 | 予定 |
| 子育て支援課支給(未就学児対象) 給付件数: 215件 給付額: 21,050千円 | 子育て支援課支給(未就学児対象) 給付件数: 341件 給付額: 25,690千円 | | 子育て支援課支給(未就学児対象) 給付件数: 240件 給付額: 16,620千円 | | 継続して実施 | | |
| 教育庁支給(小学生以上対象) 給付件数: 909件 給付額: 172,050千円 | 教育庁支給(小学生以上対象) 給付件数: 1,960件 給付額: 261,570千円 | | 教育庁支給(小学生以上対象) 給付件数: 1,883件 給付額: 245,550千円 | | | | |
| 評価 | 未就学児から大学生等まで、月額金と入学・卒業時の一時金を支給し、長期的・継続的に支援を行っていく。 | | | | | | |

(5) 支援体制の整備

| | | | | | |
|--|---|--|------|--|---|
| 事業名 | — | | 開始年度 | — | |
| 関係機関 | 県 | | 担当課等 | 子育て支援課 | |
| 事業概要 | 母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付や児童扶養手当制度、母子・父子親家庭医療助成制度について、関係職員に対する研修や経済的支援に関する情報提供を行う。 | | | | |
| 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | |
| 決算 | — | 決算 | — | 決算 | — |
| 実績 | | 実績 | | 実績 | |
| 市町村主管課長会議や児童扶養手当の市町村担当者会議を開催し、制度の周知を図った。 | | 市町村主管課長会議や児童扶養手当の市町村担当者会議を開催し、制度の周知を図った。 | | 市町村主管課長会議や児童扶養手当の市町村担当者会議を開催し、制度の周知を図った。 | |
| | | | | 継続して実施する。 | |
| 評価 | 担当職員への各種支援制度の周知を図り、制度の円滑な運用を促進した。今後も引き続き開催していく。 | | | | |

6 人権尊重の社会づくり

(1) 人権教育及び啓発の推進

| | | | | | | | |
|--|--|---|------|--|---|---|--|
| 事業名 | — | | 開始年度 | — | | | |
| 関係機関 | 国・県・市町村 | | 担当課等 | 子育て支援課 | | | |
| 事業概要 | ひとり親家庭や寡婦の人権が不当な差別や偏見により侵害されることのないよう、あらゆる人の人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育・啓発の取組や、家主や宅地建物取引業の事業者に対する入居制約解消に向けた啓発、企業に対する公正な選考採用に関する啓発を通じて、ひとり親家庭及び寡婦の人権問題への取組を進める。 | | | | | | |
| 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | | |
| 決算 | — | 決算 | — | 決算 | — | | |
| 実績 | | 実績 | | 実績 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ■DV・デートDV防止啓発用リーフレット作成配布 一般向け 10,000部 高校向け 30,000部 中学向け 26,000部 ■デートDV防止講座5校 ■児童虐待研修会4回 リーフレット等34,750部配布（県機関、市町村の相談窓口、民間団体等） | | <ul style="list-style-type: none"> ■DV・デートDV防止啓発用リーフレット作成配布 一般向け 20,000部 高校向け 70,000部 中学向け 40,000部 ■デートDV防止講座25校 ■民生委員等向け研修8回 ■児童虐待研修会2回 リーフレット等81,900部配布（県機関、市町村の相談窓口、民間団体等） | | <ul style="list-style-type: none"> ■DV・デートDV防止啓発用リーフレット作成配布 一般向け 20,000部 高校向け 75,600部 中学向け 40,000部 電話相談カード 20,000部 ■デートDV防止講座30校 ■被災地におけるDV被害者等サポート講座33回 ■児童虐待研修会2回 リーフレット等8,600部配布（県機関、市町村の相談窓口、民間団体等） | | <ul style="list-style-type: none"> ■DV・デートDV防止啓発用リーフレット作成配布 一般向け 20,000部 高校向け 75,000部 中学向け 40,000部 ■デートDV防止講座40校 ■被災地におけるDV被害者等サポート講座30回 ■児童虐待研修会を7回予定し、リーフレット等の作成を行う。 | |
| 評価 | リーフレット等での啓発の他、講座等を実施したことにより、相談窓口の情報やDV防止法に関する意識啓発が図られた。今後もさらなる啓発を推進するため、継続した取組が必要である。 児童の人権啓発は、児童虐待の早期発見のためにも必要な事業であり、今後も継続して実施する。 | | | | | | |

6 人権尊重の社会づくり

(2) 子育て支援を進める県民運動

| | | | | | |
|--|--|--|---|-----------|--|
| 事業名 | 子育て支援を進める県民運動 | | 開始年度 | 平成22年度 | |
| 関係機関 | 県 | | 担当課等 | 子育て支援課 | |
| 事業概要 | 子育てに対する不安の解消や地域全体に子育ての輪を広げるよう、子育てに関する情報の発信やシンポジウムの開催などを行う。また、子育てに関して自治体間で同盟を結び、情報交換・情報発信により、子育て施策の実施と先導を行っていき、少子化対策等へ意識喚起を行う。 | | | | |
| | 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 |
| 決算 | 4,917,000 | | 決算 | 4,860,503 | |
| 決算 | — | | 決算 | 8,418,208 | |
| 実績 | 実績 | | 実績 | | 実績 |
| <ul style="list-style-type: none"> みやぎっこ応援隊や応援カード協賛店の募集 子育て応援団すこやか2011への参加 ポータルサイトの運営 | <ul style="list-style-type: none"> みやぎっこ応援隊や応援カード協賛店の募集 みやぎっこ応援フォーラムを開催 みやぎっこ応援通信(毎月19日)の発行 子育て応援団すこやか2012への参加 ポータルサイトの運営 | | <ul style="list-style-type: none"> みやぎっこ応援隊や応援カード協賛店の募集 みやぎっこ応援フォーラム(3回)を開催 みやぎっこ応援通信(毎月19日)の発行 子育て同盟へ参加し、共同事業の実施 子育て応援団すこやか2013への参加 ポータルサイトの運営 | | <ul style="list-style-type: none"> みやぎっこ応援隊や応援の店の募集 シンポジウムを開催 みやぎっこ応援通信(毎月19日)の発行 子育て同盟へ参加し、共同事業の実施 教育庁の「親になるための教育」との連携 市町村との連携による講演 子育て応援団すこやか2014への参加 |
| 評価 | <p>応援隊や応援の店など、地域の自発的な応援による子育て支援の普及を支援した。また、みやぎっこ応援通信を発行するなど、子育ての施策やイベントなどの情報発信を行なった。今後は、教育庁の「親になるための教育」との連携を通し、若者に対する子育てへの親近感育みや、シンポジウム開催による地域全体への子育て支援の気運醸成、子育てに対する不安感や孤独の解消などに努めていく。</p> | | | | |

(参考) 国等が行うひとり親家庭への就業支援施策等

| | | | | | | | |
|---|---|--|----|---|-------|-----------|-------|
| 事業名 | 特定求職者雇用開発助成金 | | | 開始年度 | — | | |
| 関係機関 | 国（宮城労働局） | | | 担当課等 | 宮城労働局 | | |
| 事業概要 | 母子家庭の母など就労が困難な求職者を、公共職業安定者又は一定の届け出を行っている民間職業事業者の紹介により、継続して雇用する労働者を雇い入れる事業者に対して、国の基準により助成金を支給する。 | | | | | | |
| 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | |
| 決算 | — | | 決算 | — | | 決算 | — |
| 実 | 績 | | 実 | 績 | | 実 | 施 予 定 |
| 母子家庭の母等分 支給件数 409件 支給金額 150,351,168円 | | 母子家庭の母等分 支給件数 172件 支給金額 63,667,425円 | | 母子家庭の母等分 支給件数 435件 支給金額 160,872,757円 | | 継続して事業を実施 | |
| 評 価 | — | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|---|--|----|--|--------|-----------|-------|
| 事業名 | 試行雇用（トライアル雇用）奨励金 | | | 開始年度 | 平成15年度 | | |
| 関係機関 | 国（宮城労働局） | | | 担当課等 | 宮城労働局 | | |
| 事業概要 | 職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な母子家庭の母等について、常用雇用へ移行することを目的に、ハローワーク又は職業紹介事業者の紹介により、一定期間試行雇用した場合に事業主に対して助成する制度で、求職者の適正や業務遂行可能性を見極め、早期就職の実現や雇用機会創出を目的としている。 | | | | | | |
| 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | |
| 決算 | — | | 決算 | — | | 決算 | — |
| 実 | 績 | | 実 | 績 | | 実 | 施 予 定 |
| 母子家庭の母等分 支給件数 3件 トライアル雇用分 支給金額 340,000円 | | 母子家庭の母等分 支給件数 0件 トライアル雇用分 支給金額 0円 | | 母子家庭の母等分 支給件数 1件 トライアル雇用分 支給金額 120,000円 | | 継続して事業を実施 | |
| 評 価 | — | | | | | | |

(参考) 国等が行うひとり親家庭への就業支援施策等

| | | | | | | | | |
|------------------------------------|---|--------------------------------------|------|--------------------------------------|--|-----------|-----|--|
| 事業名 | 生活保護受給者等就労自立促進事業 | | 開始年度 | 平成17年度 | | | | |
| 関係機関 | 国(宮城労働局) | | 担当課等 | 宮城労働局 | | | | |
| 事業概要 | 児童扶養手当受給者に対し、福祉事務所と公共職業安定所が連携して就労支援を行う。 | | | | | | | |
| 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | | |
| 決算 | — | | 決算 | — | | 決算 | — | |
| 実績 | 績 | | 実績 | 績 | | 実績 | 予 定 | |
| 母子家庭の母等分 支援対象者数 30名 就職件数 22件 | | 母子家庭の母等分 支援対象者数 189名 就職件数 146件 | | 母子家庭の母等分 支援対象者数 423名 就職件数 223件 | | 継続して事業を実施 | | |
| 評価 | — | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|---------------|--|---------------|------|---------------|--|-------------------|-----|--|
| 事業名 | — | | 開始年度 | — | | | | |
| 関係機関 | 独立行政法人都市再生機構(UR都市機構) | | 担当課等 | UR(都市機構) | | | | |
| 事業概要 | UR(都市機構)賃貸住宅へ申し込みの際に、母子世帯(妊娠している単身者、配偶者のいない母と満20歳未満の被扶養者である子の同居世帯)の収入が基準月収額の2分の1に満たない場合でも、一定の条件(所得の特例)を満たせば申し込むことができる制度の活用を促進する。 | | | | | | | |
| 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | | |
| 決算 | — | | 決算 | — | | 決算 | — | |
| 実績 | 績 | | 実績 | 績 | | 実績 | 予 定 | |
| 申込み時の優遇措置等の実施 | | 申込み時の優遇措置等の実施 | | 申込み時の優遇措置等の実施 | | 引き続き優先入居等の優遇措置を実施 | | |
| 評価 | — | | | | | | | |

参 考 资 料

第Ⅲ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画策定懇話会開催要綱

(目的)

第1 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第12条の規定に基づき、「第Ⅲ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画」の策定に当たり、広く関係者の意見を聴取するため、「第Ⅲ期新宮城県ひとり親家庭等自立促進計画策定懇話会」(以下「懇話会」という。)を開催する。

(所掌事務)

第2 懇話会は、次に掲げる事項について、意見聴取を行うものとする。

- (1) 新宮城県ひとり親家庭自立促進計画に基づく事業の評価に関すること。
- (2) 第Ⅲ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、計画に関して必要なこと。

(構成)

第3 懇話会は、学識経験者、就労・経済分野、母子福祉団体、当事者、その他関係者の中から、知事が指名する者(以下「構成員」という。)の出席をもって開催する。

(座長等)

第4 懇話会には、座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、会議の進行を行う。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 懇話会は、知事が招集する。

- 2 知事は、必要があるときは、構成員以外の者を懇話会の会議に出席させて意見を求めることができる。

(庶務)

第6 懇話会の庶務は、宮城県保健福祉部子育て支援課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月10日から施行する。

この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

第Ⅲ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画策定懇話会構成員名簿

【構成員】

(五十音順, 敬称略)

| No | 氏 名 | 所 属 ・ 職 名 | 備 考 |
|----|--------|-----------------------------|-----|
| 1 | 佐藤 愛子 | 公益財団法人宮城県母子福祉連合会 会長 | |
| 2 | 菅田 賢治 | 宮城県母子生活支援施設連絡協議会 会長 | 副座長 |
| 3 | 杉山 弘子 | 宮城県社会福祉審議会委員 (尚絅学院大学教授) | 座長 |
| 4 | 高橋 勝 | 大崎市民生部子育て支援課子ども家庭相談係長 | |
| 5 | 松浦 美恵子 | 宮城県民生委員児童委員協議会 副会長 | |
| 6 | 村上 吉宣 | 宮城県父子の会 代表 | |
| 7 | 森木 祐治 | 宮城労働局 職業安定部地方訓練受講者支援室長補佐 | |

策 定 の 経 過

| | |
|-------------|-------------------|
| 平成26年 8月12日 | 第1回庁内検討会議 |
| 平成26年 8月26日 | 第1回自立促進計画策定懇話会 |
| 平成26年10月17日 | 第2回庁内検討会議 |
| 平成26年10月29日 | 第2回自立促進計画策定懇話会 |
| 平成26年11月21日 | 県議会保健福祉委員会報告(中間案) |
| 平成26年12月1日 | パブリックコメント実施 |
| ～平成27年1月5日 | |
| 平成27年 1月20日 | 第3回庁内検討会議 |
| 平成27年 2月 6日 | 第3回自立促進計画策定懇話会 |
| 平成27年 3月 | 県議会保健福祉委員会報告(最終案) |
| | 第Ⅲ期自立促進計画策定 |

県内の相談機関一覧

○宮城県庁

| 名 称 | 所 在 地 | 電 話 番 号 |
|-------------|---------------|--------------|
| 保健福祉部子育て支援課 | 仙台市青葉区本町3-8-1 | 022-211-2633 |

○県保健福祉事務所

| 名 称 | 所 在 地 | 電 話 番 号 |
|------------------|------------------|--------------|
| 仙南保健福祉事務所 | 大河原町字町南129-1 | 0224-53-3132 |
| 仙台保健福祉事務所 | 塩竈市北浜4-8-15 | 022-363-5507 |
| 北部保健福祉事務所 | 大崎市古川旭4-1-1 | 0229-91-0712 |
| 北部保健福祉事務所栗原地域事務所 | 栗原市築館藤木5-1 | 0228-22-2118 |
| 東部保健福祉事務所 | 石巻市東中里1-4-32 | 0225-95-1431 |
| 東部保健福祉事務所登米地域事務所 | 登米市迫町佐沼字西佐沼150-5 | 0220-22-6118 |
| 気仙沼保健福祉事務所 | 気仙沼市東新城3-3-3 | 0226-21-1356 |

○母子・父子福祉センター(母子父子家庭等就業・自立支援センター)

| 名 称 | 所 在 地 | 電 話 番 号 |
|-------------|-----------------|--------------|
| 母子・父子福祉センター | 仙台市宮城野区安養寺3-7-3 | 022-295-0013 |

○女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)

| 名 称 | 所 在 地 | 電 話 番 号 |
|----------|-----------------|--------------|
| 女性相談センター | 仙台市宮城野区安養寺3-7-1 | 022-256-0965 |

○県児童相談所

| 名 称 | 所 在 地 | 電 話 番 号 |
|--------------|--------------|--------------|
| 中央児童相談所 | 名取市美田園2-1-4 | 022-784-3583 |
| 北部児童相談所 | 大崎市古川駅南2-4-3 | 0229-22-0030 |
| 東部児童相談所 | 石巻市東中里1-4-32 | 0225-95-1121 |
| 東部児童相談所気仙沼支所 | 気仙沼市東新城3-3-3 | 0226-21-1020 |

○子ども総合センター

| 名 称 | 所 在 地 | 電 話 番 号 |
|-----------|-------------|--------------|
| 子ども総合センター | 名取市美田園2-1-4 | 022-784-3580 |

○市(社会)福祉事務所

| 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 |
|-------------|----------------|--------------|
| 石巻市社会福祉事務所 | 石巻市穀町14-1 | 0225-23-6615 |
| 塩釜市社会福祉事務所 | 塩釜市本町1-1 | 022-364-1131 |
| 気仙沼市社会福祉事務所 | 気仙沼市八日町1-1-1 | 0226-22-6600 |
| 白石市福祉事務所 | 白石市福岡蔵本字茶園62-1 | 0224-22-1400 |
| 名取市社会福祉事務所 | 名取市増田字柳田80 | 022-384-2111 |
| 角田市社会福祉事務所 | 角田市角田字大坊41 | 0224-63-2111 |
| 多賀城市福祉事務所 | 多賀城市中央2-1-1 | 022-368-1141 |
| 岩沼市福祉事務所 | 岩沼市桜1-6-20 | 0223-22-1111 |
| 登米福祉事務所 | 登米市南方町新高石浦130 | 0220-58-2111 |
| 栗原市福祉事務所 | 栗原市金成沢辺町沖200 | 0228-42-1111 |
| 東松島市社会福祉事務所 | 東松島市矢本字上河戸36-1 | 0225-82-1111 |
| 大崎市社会福祉事務所 | 大崎市古川七日町1-1 | 0229-23-2111 |

○町村

| 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 |
|------|--------------------|--------------|
| 蔵王町 | 刈田郡蔵王町大字円田字西浦北10 | 0224-33-2211 |
| 七ヶ宿町 | 刈田郡七ヶ宿町字関126 | 0224-37-2111 |
| 大河原町 | 柴田郡大河原町字新南19 | 0224-53-2111 |
| 村田町 | 柴田郡村田町大字村田字追6 | 0224-83-2111 |
| 柴田町 | 柴田郡柴田町船岡中央2-3-45 | 0224-55-2111 |
| 川崎町 | 柴田郡川崎町大字前川字裏丁175-1 | 0224-84-2111 |
| 丸森町 | 伊具郡丸森町字鳥屋120 | 0224-72-2111 |
| 亶理町 | 亶理郡亶理町字下小路7-4 | 0223-34-1111 |
| 山元町 | 亶理郡山元町浅生原字作田山32 | 0223-37-1111 |
| 松島町 | 宮城郡松島町高城字婦命院下-19-1 | 022-354-5701 |
| 七ヶ浜町 | 宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 | 022-357-2111 |
| 利府町 | 宮城郡利府町利府字新並松4 | 022-767-2111 |
| 大和町 | 黒川郡大和町吉岡字西松木1-1 | 022-345-1111 |
| 大郷町 | 黒川郡大郷町粕川字西長崎5-8 | 022-359-3111 |
| 富谷町 | 黒川郡富谷町富谷字坂松田30 | 022-358-3111 |
| 大衡町 | 黒川郡大衡村大衡字平林62 | 022-345-5111 |
| 色麻町 | 加美郡色麻町四竈字北谷地41 | 0229-65-2111 |
| 加美町 | 加美郡加美町字西田3-5 | 0229-63-3111 |
| 涌谷町 | 遠田郡涌谷町字新町裏153-2 | 0229-43-2111 |
| 美里町 | 遠田郡美里町北浦字駒米13 | 0229-33-2111 |
| 女川町 | 牡鹿郡女川町女川浜字大原316 | 0225-54-3131 |
| 南三陸町 | 本吉郡南三陸町志津川字沼田56-2 | 0226-46-2600 |

○ファミリー・サポート・センター

| 名 称 | 所 在 地 | 電 話 番 号 |
|-----------------------|--|--------------|
| 仙台すくすくサポート事業事務局 | 仙台市青葉区一番町4-7-17 小田急仙台ビル8階 | 022-214-5001 |
| 石巻市ファミリー・サポート・センター | 石巻市立町1-6-1 石巻子どもセンター | 0225-23-1080 |
| 塩竈市ファミリー・サポート・センター | 塩竈市本町1-1(壱番館1階) しおがま子育て支援センター内 | 022-363-3631 |
| 気仙沼市ファミリー・サポート・センター | 気仙沼市八日町1-1-1 気仙沼市保健福祉部子ども家庭課内 | 0226-22-6600 |
| しろいしファミリー・サポート・センター | 白石市本町27 白石市ふれあいプラザ内 | 0224-25-5488 |
| 名取市ファミリー・サポート・センター | 名取市増田3-9-56 増田児童センター内 | 022-382-4567 |
| 角田市ファミリー・サポート・センター | 角田市角田字中島上57-4 角田市中島保育所内 | 0224-62-0660 |
| 多賀城市ファミリー・サポート・センター | 多賀城市中央2-1-1 多賀城市子育てサポートセンター内 | 022-389-2181 |
| 登米ファミリー・サポート・センター | 登米市南方町新高石浦130 南方子育てサポートセンター内 | 0220-58-5558 |
| くりはらファミリー・サポート・センター | 栗原市築館薬師1-7-1 栗原市市民生活部子育て支援課内 | 0228-22-2360 |
| 東松島市ファミリー・サポート・センター | 東松島市矢本字大留9-1 矢本子育て支援センター内 | 0225-84-2676 |
| 大崎市子育てわくわくランド | 大崎市古川台町9-20 大崎市子育てわくわくランド内 | 0229-22-3116 |
| 岩沼市ファミリーサポートセンター | 岩沼市桑原4-6-70 岩沼みなみプラザ内 | 0223-36-8763 |
| 柴田町ファミリーサポートセンター | 柴田郡柴田町大字船岡字若葉町10-6 子育て支援センター(船迫児童館)内 | 0224-87-7871 |
| 利府町ファミリー・サポート・センター | 宮城郡利府町中央2-11-1 子育て広場「十符っ子」(生涯学習センター内) | 022-767-1050 |
| とみや子育てファミリー・サポート・センター | 黒川郡富谷町富谷字桜田1-1 | 022-358-3981 |

○母子生活支援施設

| 名 称 | 定員(名) | 名 称 | 定員(名) |
|-----------|-------|-----------------|-------|
| 宮城県さくらハイツ | 20 | 栗原市ファミリーホームひだまり | 20 |
| 仙台つばさ荘 | 20 | 加美町母子生活支援センター | 20 |
| 仙台むつみ荘 | 20 | | |

詳細は、お住まいの市又は県の福祉事務所にお尋ねください。